

II. 家庭福祉課 關係

1. 地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアについて

1. 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」
の一部改正について
2. 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」
の一部改正について

雇児発第0627004号
平成20年6月27日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正について

標記については、平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を（別紙）新旧対照表のとおり改正し、平成20年7月1日から適用することとしたので通知する。

新

児 発 第 4 8 9 号
平成 1 2 年 5 月 1 日

[一部改正] 平成13年3月30日 雇 児 発 第 1 9 1 号
[一部改正] 平成17年3月31日 雇 児 発 第 0331005号
[一部改正] 平成18年4月 3 日 雇 児 発 第 0403003号
[一部改正] 平成20年6月27日 雇 児 発 第 0627004号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、実親が死亡したり、行方不明等の場合には、長期にわたり家庭復帰が見込めないことから、主としてこれらの子どもを対象に、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

旧

児 発 第 4 8 9 号
平成 1 2 年 5 月 1 日

[一部改正] 平成13年3月30日 雇 児 発 第 1 9 1 号
[一部改正] 平成17年3月31日 雇 児 発 第 0331005号
[一部改正] 平成18年4月 3 日 雇 児 発 第 0403003号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、実親が死亡したり、行方不明等の場合には、長期にわたり家庭復帰が見込めないことから、主としてこれらの子どもを対象に、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

新

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

- 1. ～ 8 (略)
- 9. 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 入所率の高い施設を優先すること。なお、地域小規模施設に子どもが移っても、本体施設の入所率が90%を下回らないことが望ましいこと。(ただし、極端に低いものはみとめられないこと。)また、複数の地域小規模施設を指定する場合は、本体施設の平均入所率が90%を下回らないこと。

(3) 本体施設の一部を地域小規模施設とするものは認められないこと。

(4) 同一施設において、地域小規模施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。

(5) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

旧

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

- 1. ～ 8 (略)
- 9. 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日)厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、1 地域小規模施設の指定とすること。
ただし、本体施設の入所率が恒常的に95%を超えており、既設の地域小規模施設に入所している子どもの他に、地域小規模施設の対象となる子どもがさらに、6人見込まれる場合には、1 本体施設について、複数の地域小規模施設の指定をすることができること。

(3) 入所率の高い施設を優先すること。なお、地域小規模施設に子どもが移っても、本体施設の入所率が90%を下回らないことが望ましいこと。(ただし、極端に低いものはみとめられないこと。)また、複数の地域小規模施設を指定する場合は、本体施設の平均入所率が90%を下回らないこと。

(4) 本体施設の一部を地域小規模施設とするものは認められないこと。

(5) 同一施設において、地域小規模施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。

(6) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

雇児発第0627003号

平成20年6月27日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正について

標記については、平成17年3月30日雇児発第0330008号（一部改正平成18年雇児発第0403021号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」により行われているところであるが、今般、その一部を（別紙）新旧対照表のとおり改正し、平成20年7月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的关系を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的关系を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>2 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>1 小規模グループケアの指定とすること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>

新	旧
<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>2 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p>(3) ～(5) (略)</p>	<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>1 小規模グループケアの指定とすること。</u></p> <p>(3) ～(5) (略)</p>

新

(別紙 3)

情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱

1. ～ 8. (略)

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。

(3) ～ (5) (略)

旧

(別紙 3)

情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱

1. ～ 8. (略)

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、1 小規模グループケアの指定とすること。

(3) ～ (5) (略)

新	旧
<p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>2 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>1 小規模グループケアの指定とすること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>

2. 養育里親等の研修について

○ 現時点で厚生労働省において検討している資料であり、今後変更の可能性があり得るものである。

1. 里親研修カリキュラム（例）
2. 養育里親研修について
3. 研修の一部免除のイメージ
4. 養育里親の研修と認定・登録の流れ
5. 養育里親研修制度の運営について
6. 養育里親研修テキスト（概要版）
7. 専門里親研修について

里親研修カリキュラム(例)

未定稿

(1) 基礎研修 ～ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目 的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期 間 1日+実習1日程度
- 内 容 ①里親制度の基礎Ⅰ
②要保護児童の理解について（ex社会的養護の下で生活する児童）
③里親以外の子育て支援について（exファミリーサポートその他の地域の子育て支援活動）
④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）
⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

(2) 認定前研修 ～ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される

- 目 的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期 間 2日+実習2日程度
- 内 容 ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準）
②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）
③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）
④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）
⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）
⑥里親養育上の様々課題
⑦児童の権利擁護と事故防止
⑧里親会活動
⑨先輩里親の体験談・グループ討議
⑩実習（児童福祉施設、里親）

(3) 更新研修（認定または更新後5年目の養育里親。認定有効期間内に受講し認定更新する）

- 目 的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期 間 1日程度
- 内 容 ①社会情勢、改正法など
②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex思春期心性、問題行動への対応）
③養育上の課題に対応する研修（ex自立、告知について）
④意見交換（ex養育に関する相談相手、レスパイトの利用、利用できる各種奨励金の受給申請方法）
なお、未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要

◇里親研修(カリキュラム案～例)

(1)基礎研修カリキュラム(養育里親を希望する者を対象とした基礎研修)

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等)
 ③里親にもとめられるものを共有する(グループ討議)

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

対象 養育里親となることを希望する者

期間 1日+実習1日程度

内容

- | | |
|---|--------------|
| ①里親制度の基礎Ⅰ | 60分(里親養育論) |
| ②保護を要する子どもの理解について(ex社会的養護の下で生活する児童) | 60分(養護原理) |
| ③里親以外の子育て支援について(ex地域の子育て支援サービス) | 60分(児童福祉論) |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議(ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの) | 120分(里親養育演習) |
| ⑤実習(児童福祉施設の見学を主体にしたもの) | 1日間(養育実習) |

(2)認定前研修カリキュラム(基礎研修を受講し、里親について大枠を理解した上で、本研修を受講する。本研修を修了し、養育里親として認定される)

目的 社会的養護の担い手である養育里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける。

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

対象 養育里親になることを希望する者で基礎研修を受講した又は免除された者

期間 2日+実習2日程度

内容

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ(里親が行う養育に関する最低基準) | } 90~120分
(里親養育論) |
| ②里親養育の基本(マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等) | |
| ③子どもの心(子どもの発達と委託後の適応) | 60分(発達心理学) |
| ④子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養) | 60分(小児医学) |

⑤関係機関との連携（児相、学校、医療機関）	}	150～180分 （里親養育援助技術）
⑥里親養育上の様々な課題（実親との関わり、真実告知、ルーツ探し等）		
⑦子どもの権利擁護と事故防止		
⑧里親会活動		60分（里親養育演習）
⑨先輩里親の体験談・グループ討議（ex 養育に関するノウハウ）		120分（里親養育演習）
⑩実習（児童福祉施設、児童を委託している里親）2日間程度 実習プログラムとしてi～vを実施		
i 施設長の説明（今日の施設入所児の動向、里親への期待など）		45分
ii 家庭支援専門相談員（その施設に入所している子どもの状況、委託についての流れ、委託直後の子どもの様子、連絡の取り方など）		45分
iii 保育士、児童指導員または心理士（子どもとかかわるうえで留意していること）		45分
iv 栄養士（食育について、子どもの食事について乳児院—授乳、離乳食、幼児食 児童養護施設—幼児食と子どもの食事）		45分
v Q & A		60分
上記i～vは朝、子どもとかかわる前、夕方、帰る前などに実施		

(3) 更新研修カリキュラム（認定または更新後5年目の養育里親。認定有効期間内に受講し更新する）

目 的	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
実施機関	都道府県（法人、NPO等に委託可）
対 象	更新前の養育里親
期 間	1日程度
内 容	
①社会情勢、改正法など	60分（児童福祉制度論）
②子どもの発達と心理・行動上の理解など（ex 思春期心性、問題行動への対応）	60分（発達心理学）
③養育上の課題に対応する研修（ex 自立、告知について）	60分（里親養育演習）
④意見交換（ex 養育に関する相談相手、レスパイトの利用、利用できる各種奨励金の受給申請方法）	120分（里親養育演習）

※なお、未委託の里親の場合は施設実習(1日)が必要

養育里親研修について

養育里親の研修は、次のとおり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う。

- 1 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施すること。
- 2 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

別表

区 分	科 目
基礎研修	里親養育論(講義) 養護原理(講義) 児童福祉論(講義) 里親養育演習(講義・演習) 養育実習(実習)
認定前研修	里親養育論(講義) 発達心理学(講義) 小児医学(講義) 里親養育援助技術(講義) 里親養育演習(講義・演習) 養育実習(実習)
更新研修	児童福祉制度論(講義) 発達心理学(講義) 里親養育演習(講義・演習) 養育実習(実習)※未委託の場合のみ

注1 養育実習は、児童福祉法に規定する児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

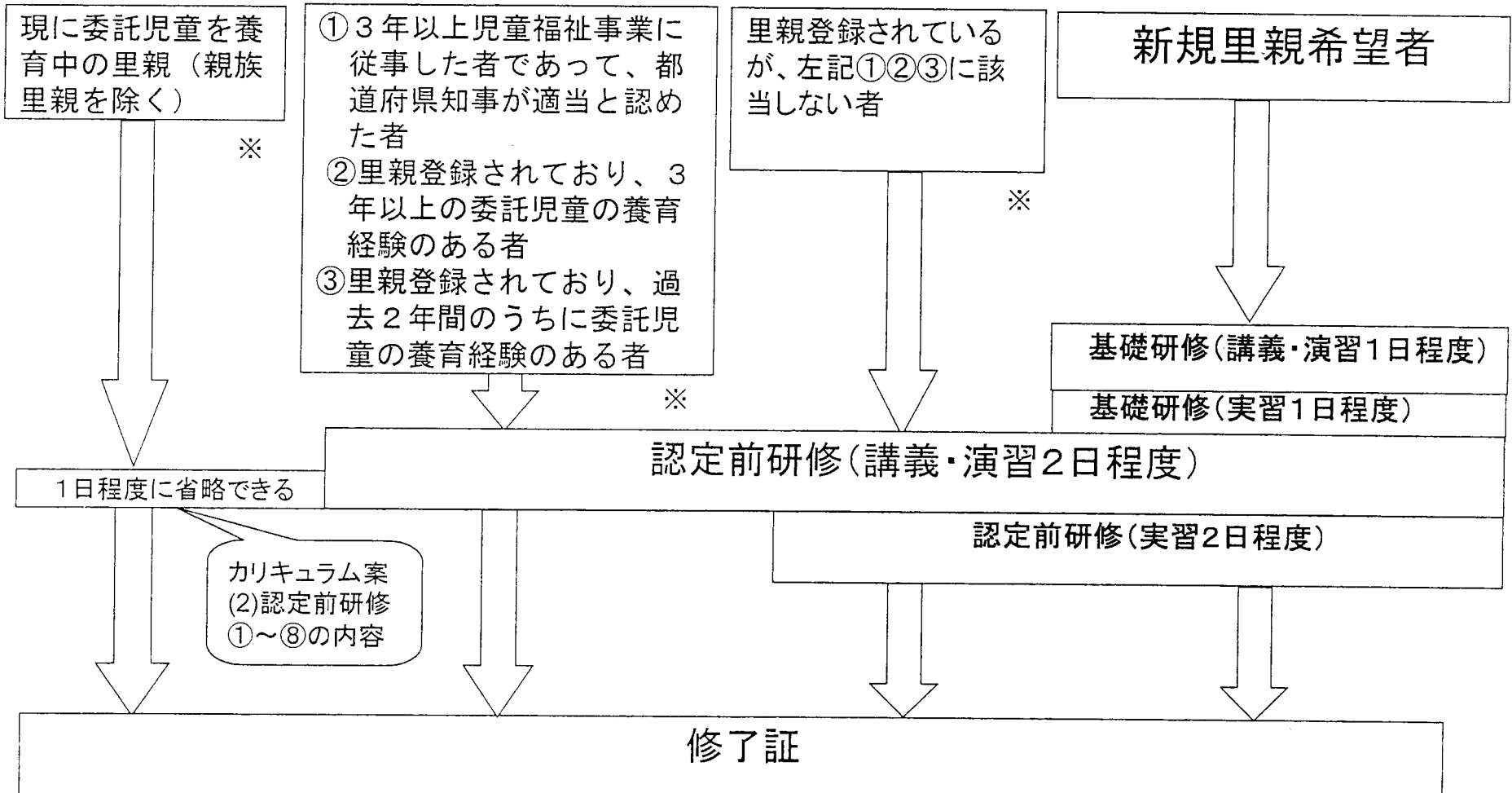
注2 専門里親の研修を修了した者は、養育里親の研修を修了したものとみなす。

注3 児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童を処遇する職員として一定期間勤務したことがある者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者及び里親登録されており、一定の委託経験のある者に対しては、相当と認められる範囲内で、基礎研修の科目の全部並びに認定前研修の科目の一部を免除することができる。

現に里親登録されているその他の者に対しては、相当と認められる範囲内で、基礎研修の科目の全部を免除することができる。

研修の一部免除のイメージ（案）

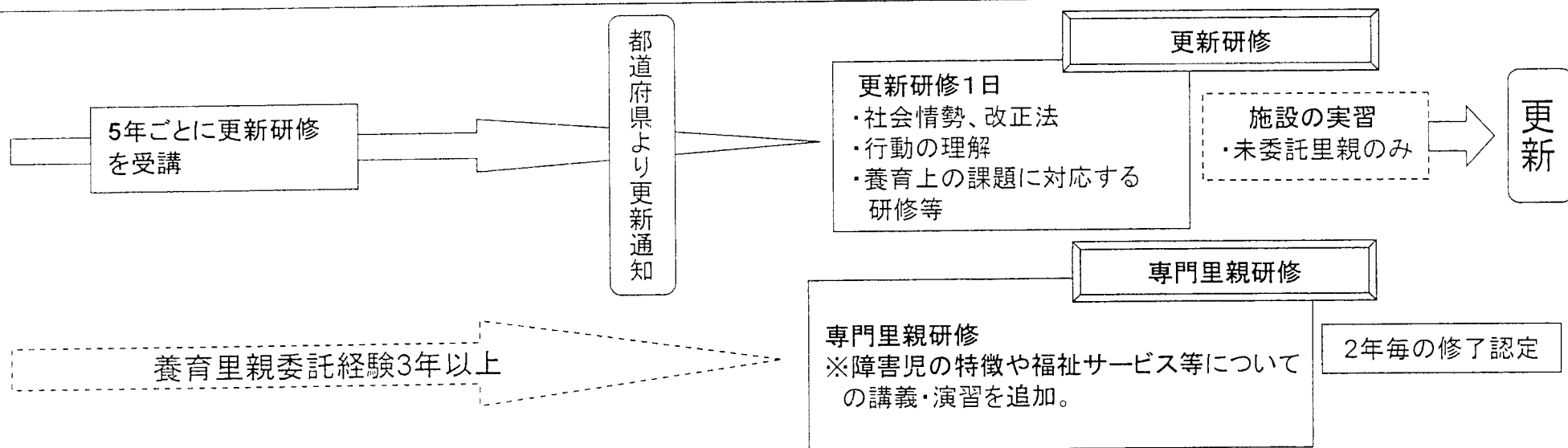
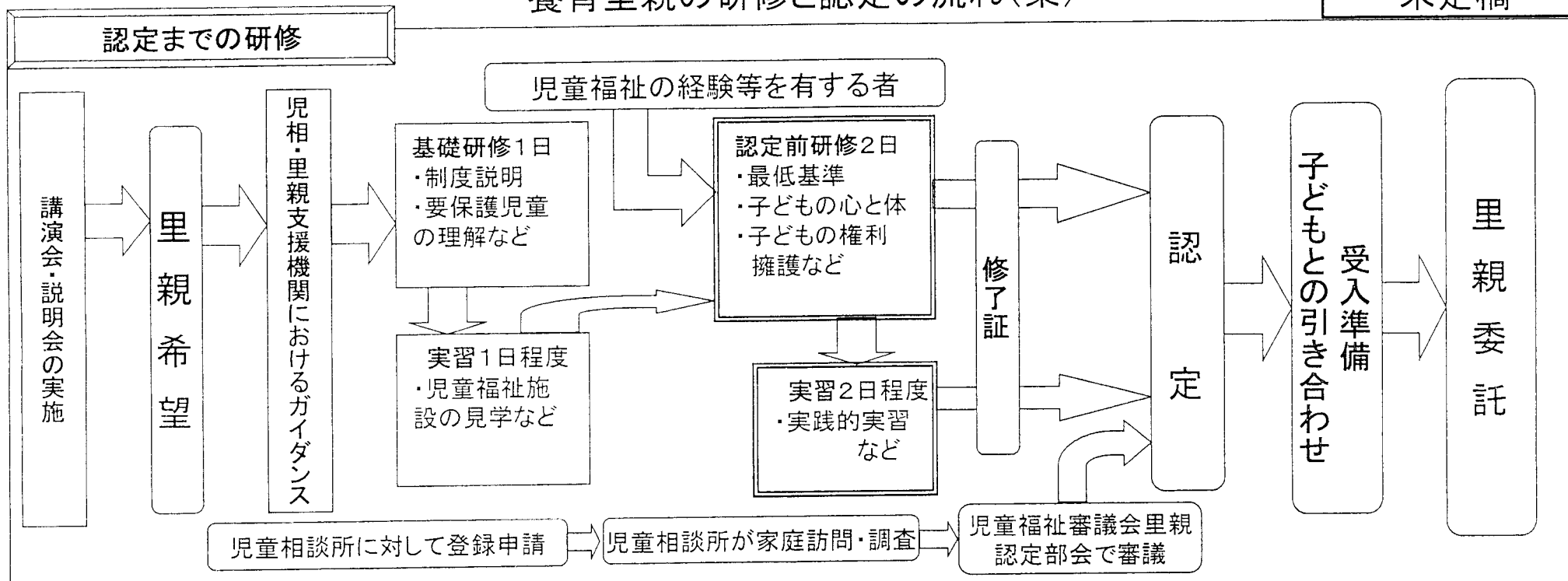
児童の福祉に関する事業の従事経験等により受講する研修内容に区分をもうける



※直近5年間に都道府県が行う研修、其他都道府県が適当と認めた研修を受講しており、その研修内容が当該認定前研修に相当すると認められる場合には研修の一部又は全部を免除できる。

養育里親の研修と認定の流れ(案)

未定稿



養育里親研修制度の運営について

第1 養育里親研修の実施主体

養育里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

第2 養育里親研修

1 趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

養育里親研修は、要保護児童の養育希望者を対象とした「基礎研修」、「認定前研修」と、養育里親の認定更新時に実施する「更新研修」であること。

3 研修対象者

- (1) 基礎研修 要保護児童を養育することを希望している者
- (2) 認定前研修 要保護児童を養育することを希望している者で、基礎研修を受講又は免除された者
- (3) 更新研修 認定更新を希望する者

4 研修の実施方法

(1) 研修の受付及び承認

養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

(2) 研修の方法

- ア 研修は、講義、演習及び実習により行うこと。
- イ 研修科目は、「養育里親研修について」の別表に掲げるものであること。
- ウ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

(3) 研修科目の免除（基礎研修、認定前研修）

- ア 現に里親登録されている者（以下イからオに掲げる者を除く）については、基礎研修を免除できること。
- イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める基準に従い都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修

のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 都道府県知事がイと同等以上の能力を有すると認定した者であること。

エ 現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

オ 現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習の免除及び講義及び演習の一部を免除できること。

カ ア～オに加え、直近5年間に都道府県が実施した研修その他都道府県が適当と認めた研修であって、基礎研修・認定前研修の一部又は全部の課程と同様の課程を修了したと都道府県知事が認める者については、基礎研修・認定前研修の科目の一部又は全部を免除できること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 認定前研修については概ね4日間とすること。

ウ 更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から5年間とすること。

(5) その他

(3)のオにより基礎研修、認定前研修の科目の全部を免除された者については、修了の事実を都道府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を適宜省略することができる。

養育里親研修テキスト (概要版)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

基礎研修カリキュラム

- | | |
|-------------------|----------|
| ①里親制度の基礎 I | (里親養育論) |
| ②保護を要する子どもの理解について | (養護原理) |
| ③里親以外の子育て支援について | (児童福祉論) |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議 | (里親養育演習) |
| ⑤実習 | (養育実習) |

①里親制度の基礎 I

研修のポイント

- ✦社会的養護～施設養護と家庭養護
- ✦里親希望から登録までの流れ
- ✦里親の種類
- ✦里親の要件等

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

②保護を要する子どもの理解について

研修のポイント

- ✦保護を要する子どもの現状
- ✦児童虐待問題

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

③里親以外の子育て支援について

研修のポイント

↓地域における子育て支援サービス

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
市町村職員

④先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

↓グループディスカッションの流れ(例)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

⑤実習

研修のポイント

↓実習の内容(施設見学を中心に)

講師の例:児童福祉施設職員

認定前研修カリキュラム

- | | |
|------------------|------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ | (里親養育論) |
| ②里親養育の基本 | (里親養育論) |
| ③子どもの心 | (発達心理学) |
| ④子どもの身体 | (小児医学) |
| ⑤関係機関との連携 | (里親養育援助技術) |
| ⑥里親養育上の様々な課題 | (里親養育援助技術) |
| ⑦子どもの権利擁護と事故防止 | (里親養育援助技術) |
| ⑧里親会活動 | (里親養育援助技術) |
| ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 | (里親養育演習) |
| ⑩実習 | (養育実習) |

①里親制度の基礎Ⅱ

研修のポイント

- ↓里親が行う養育に関する最低基準

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

②里親養育の基本

研修のポイント

- ↓受託から措置解除までの流れ（マッチング・交流・受託・解除・措置変更・一時保護）
- ↓里親委託に伴う諸手続、制度利用等（住民票異動・転入学・保険証・レスパイトケア等）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

③子どもの心

研修のポイント

- ↓子どもの心理発達(情緒面・愛着関係)
- ↓委託児童によくみられる行動特徴と対応上の留意点(ためし行動、退行、分離不安等)
- ↓特別な配慮を要する子どもへのケア(知的障害、発達障害、被虐待児童)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童精神科医、臨床心理士

④子どもの身体

研修のポイント

- ↓子どもの健康管理
- ↓子どもの栄養管理(食育)
- ↓乳幼児健診、予防接種など

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、小児科医、
保健師、看護師、栄養士

⑤関係機関との連携

研修のポイント

- ✦児童相談所の役割と連携
- ✦里親支援機関の役割と連携
- ✦学校、幼稚園等との関係
- ✦医療機関との連携
- ✦児童福祉施設との連携

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

⑥里親養育上の様々な課題

研修のポイント

- ✦実親とのかかわりにおける留意点
- ✦真実告知
- ✦ルーツ探し
- ✦性の問題

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、里親

⑦子どもの権利擁護と事故防止

研修のポイント

- ✦子どもの権利(子どもの権利条約・児童憲章等)
- ✦社会的養護における権利擁護
- ✦被措置児童等虐待
- ✦事故防止への配慮

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、里親

⑧里親会活動

研修のポイント

- ✦里親会活動の意義
- ✦全国里親会

講師の例: 里親(里親会)

⑨先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

⇩グループディスカッションの流れ(例)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

⑩実習

研修のポイント

⇩実習の内容(実習プログラム)

講師の例: 児童福祉施設職員

更新研修

- ①社会情勢、改正法など (児童福祉制度論)
- ②子どもの発達と心理・行動上の理解など (発達心理学)
- ③養育上の課題に対応する心理学 (里親養育援助技術)
- ④意見交換 (里親養育演習)

①社会情勢、改正法など

研修のポイント

- ✦子どもをとりまく最新情勢
- ✦児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

②子どもの発達と心理・行動上の理解など

研修のポイント

↓子どもの心理や行動についての理解(講義・演習)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童精神科医、臨床心理士

③養育上の課題に関する研修

研修のポイント

↓受講者のニーズを考慮した養育上の課題や対応に
の留意点についての講義・演習

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親、児童精神科医、臨床心理士

④意見交換

研修のポイント

- ↓受講者が共通に抱えている悩みや課題について意見交換を行う

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

専門里親研修について

専門里親の研修は、次のとおり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う。

- 1 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施すること。
- 2 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。

別表

区分	科目	
認定研修	養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目	社会福祉概論(講義) 児童福祉論(講義) 地域福祉論(講義) 里親養育論(講義) 発達臨床心理学(講義) 社会福祉援助技術論(講義) 養護原理(講義) 医学(児童精神医学を含む。)(講義)
	養育の内容及び方法の理解に関する科目	児童虐待援助論(講義・演習) 思春期問題援助論(講義・演習) 家族援助論(講義・演習) 専門里親演習(講義・演習) 障害福祉援助論(講義・演習)
	養育実習	養育実習(実習)
継続研修	児童福祉制度論 専門里親演習(講義・演習)	

注1 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

注2 養育実習は、児童福祉法に規定する児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

注3 児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童を処遇する職員として一定期間勤務したことがある者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲内で、科目の一部を免除することができる。

3. 施設に入所している子ども等の権利擁護の
強化に向けた取組について

○ 現時点で厚生労働省において検討している資料であり、今後変更の可能性があり得るものである。

- 1 「児童福祉行政指導監査の実施について」の一部改正について
- 2 「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

未定稿

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)	見直し案
<p>児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年4月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 〔一部改正〕平成15年4月1日 雇児発第0401010号</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管下児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。 2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一的実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。 	<p>児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年4月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 〔一部改正〕平成15年4月1日 雇児発第0401010号 平成 年 月 日 雇児発第 号</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略)

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

<p>別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 指導監査の目的 指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1) 「都道府県」には指定都市及び中核市を、「都道府県知事」には指定都市及び中核市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2) 「児童福祉施設」とは、児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。 (3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所運営費負担金をいう。 (4) 「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。 (5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める措置を採る市町村及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。</p> <p>3 指導監査の方針 (1) 児童福祉施設の措置費等についての実施機関に対する指導監査は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施するものであるが、併せてこれと密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の関連予算の編成・執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努めること。 (2) 児童福祉施設に対する指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的基盤の状況等についても把握すること。 前記の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意すること。</p>	<p>別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1) 「都道府県」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市を、「都道府県知事」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2) 「児童福祉施設」とは、<u>雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親等</u>をいう。 (3) (略) (4) (略) (5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

<p>児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p>見直し案</p>
<p>(3) 児童扶養手当支給事務についての指導監査は、市町村における手当に係る認定請求及び諸届等の受理、審査、進達等の処理状況が適正か否かにつき実施するものである。</p> <p>4 指導監査の対象 指導監査は、市町村並びに児童福祉施設の他、必要に応じ児童相談所、福祉事務所等についても対象とすること。</p> <p>5 指導監査の方式及び回数 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。</p> <p>(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。 ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める措置機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。 イ 実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。 ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第12条の2の規定により年1回以上の実地監査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。 エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。</p> <p>(2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施すること。</p> <p>6 指導監査の実施計画の策定 (1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること。 (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。 (3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。</p> <p>7 指導監査班の編成 (1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にある者とする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略) ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。 イ (略)</p> <p>ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第38条の規定により年1回以上の実地検査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>

<p>児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p>見直し案</p>
<p>(2) 児童扶養手当支給事務の指導監査に当たっては児童福祉施設等の指導監査事項と区分して指導監査班を編制すること。 (3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、<u>その所掌に当たる技術指導吏員等を必要に応じて参加させる等配慮すること。</u></p>	<p>(3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、必要に応じて次のア～ウのいずれかの者を参加させる等により適切な指導が可能となる体制を整えること。 ア 児童福祉施設の所掌に当たる技術指導吏員 イ 児童福祉施設職員(元児童福祉施設職員を含む。) ウ <u>その他児童福祉施設内の入所者の処遇について知見を有する者</u></p>
<p>8 指導監査の事前準備 (1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の指名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること。 (2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実行を期すること。 (3) 指導監査に必要な資料(自主点検表を徴することとしている場合は、それを含む。)は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。 (4) 児童扶養手当支給事務の指導監査において、受給資格者等に対する実地調査に当たる職員には、児童扶養手当受給資格調査員証をあらかじめ交付しておくこと。</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 指導監査項目 指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査項目」に準拠して実施すること。</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 指導監査実施上の留意事項 (1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。 (2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。 (3) 指導監査の結果、問題点を認めるときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。</p>	<p>10 (略)</p>
<p>11 指導監査結果の措置 (1) 講評及び指示等 指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと。 ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこと。</p>	<p>11 (略)</p>

<p>児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p>見直し案</p>								
<p>(2) 指導監査の復命 指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を付して都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(3) 指導監査結果の検討及び措置 指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとること。</p> <p>(4) 指導監査結果の指示及び確認 ア 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって速やかに行うこと。 イ 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を採ること。 ウ 指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと。</p> <p>別紙1</p> <p>児童福祉行政指導監査事項</p> <p>1 市町村児童福祉行政指導監査事項</p> <table border="1" data-bbox="152 1029 1102 1433"> <thead> <tr> <th>主眼事項</th> <th>着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1. 児童福祉行政事務処理体制</td> <td>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。 ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。 イ 内部組織相互間における連携がとられているか。 ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。 エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。</td> </tr> </tbody> </table>	主眼事項	着眼点	第1. 児童福祉行政事務処理体制	児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。 ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。 イ 内部組織相互間における連携がとられているか。 ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。 エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。	<p>別紙1</p> <p>児童福祉行政指導監査事項</p> <p>1 市町村児童福祉行政指導監査事項</p> <table border="1" data-bbox="1142 1029 2092 1433"> <thead> <tr> <th>主眼事項</th> <th>着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主眼事項	着眼点	第1. (略)	(略)
主眼事項	着眼点								
第1. 児童福祉行政事務処理体制	児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。 ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。 イ 内部組織相互間における連携がとられているか。 ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。 エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。								
主眼事項	着眼点								
第1. (略)	(略)								

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

第2. 保育の実施の確保

1. 要保育児童の把握状況

- (1) 要保護児童(数)等が適切に把握されているか。
 - ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。
 - イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。
 - ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。
- (2) 保育所の適正配置等が行われているか。
 - ア 保育所の配置状況が適切であるか。
 - イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。
 - ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。

2. 保育の実施事務処理状況

- 保育の実施事務処理が、適切に行われているか。
 - ア 保育所入所手続(申込窓口(保育所の代行も含めて)、申込書、申込時期、保育の実施機関、入所承諾書の交付等)が利用者の利便に配慮しているか。
 - イ 入所申込書の受付から入所決定までの事務処理が迅速に処理されているか。
 - ウ 希望した保育所への入所のため、入所の円滑化に努めているか。
 - エ 入所の選考(選考する場合の条件、選考基準の制定・内容・公表)が適正に行われているか。
 - オ 「保育に欠ける状況」の確認が適正に行われているか。
 - カ 待機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児(0~2歳)の入所状況を適切に把握し、これらに対する対応計画を立案しているか。
また、開所・閉所時間、育休・産休明け保育・途中入所等の保育需要に対応しているか。

第2. (略)

(略)

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

3. 保育所運営費の
事務処理状況

キ 広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。

- (1) 支弁対象児童の把握等の状況が適切に行われているか。
- (2) 保育単価の設定、通知等が適切に行われているか。
- (3) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。
- (4) 運営費の支弁（時期、各種加算費（特に民改費の設定、額の算定等）、額の算定、支弁方法等）が適正に行われているか。
- (5) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認（特に住宅取得控除）、減免の方法が適正に行われているか。
- (6) 保育料の徴収方法等が適切に行われているか。
- (7) 運営費の精算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。
- (8) 保育児童に関する台帳等の関係書類が適正に整備・保存されているか。

第3. 入所施設措置費の事務処理状況

- (1) 母子生活支援施設、助産施設への要措置者の実態把握及び措置者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。
- (2) 母子生活支援施設、助産施設への措置者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。
- (3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。
ア 入所措置事務（入所申請の受理、調査、判定、指導、措置等）が適正に行われているか。
イ 措置解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。
- (4) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。

第3. 入所施設措置費の事務処理状況

- (1) 母子生活支援施設、助産施設への要利用者の実態把握及び利用者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。
- (2) 母子生活支援施設、助産施設への利用者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。
- (3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。
ア 入所申込事務（入所申請の受理、調査、判定、指導等）が適正に行われているか。
イ 母子保護の実施及び助産の実施の解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。
- (4) (略)

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

- (5) 措置費支弁(時期、額の算定、支払方法等)が適正に行われているか。
- (6) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認が適正に行われているか。
- (7) 措置費の積算(実支出額、支弁額、徴収金基準)が適正に行われているか。

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

2 施設指導監査事項
(1) 社会福祉施設共通事項

2 施設指導監査事項
(1) 社会福祉施設共通事項

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。
1. 入所者処遇の充実	(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適正な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。

主眼事項	着眼点
第1. (略)	(略)
1. (略)	(1) (略)

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

- (2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。
- (3) 適切な給食を提供するよう努められているか。
 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。
 イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。
 ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。
 エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。
 オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。
 カ 食器類の衛生管理に努めているか。
 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。
- (4) 適切な入浴等の確保がなされているか。
 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。
- (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。
 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保湿及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。
- (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
	(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。 (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。 (9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (11) 実施機関との連携が図られているか。		(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア (略) イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、 <u>看護師</u> 等への指示が適切に行われているか。 (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略)
2. 入所者の生活環境等の確保	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保湿、換気、採光及び照明は適切になされているか。	2 (略)	(略)
3. 自立、自活等への支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。	3 (略)	(略)

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

第2. 社会福祉施設
運営の適正実施の
確保
1. 施設の運営管理
体制の確立

健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう務めているか。
(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。
(2) 必要な諸規程は、整備されているか。
管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。
(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。
(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。
(6) 施設長に適任者が配置されているか。
ア 施設長の資格要件は満たされているか。
イ 施設長は専任者が確保されているか。施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
(8) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。
ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。
イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。
ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。

第2. 社会福祉施設
運営の適正実施の
確保
1. 施設の運営管理
体制の確立

(略)
(1) (略)
(2) (略)

(3) (略)
(4) (略)

(5) (略)
(6) (略)

(7) (略)
(8) (略)
(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。
ア (略)

イ (略)

ウ 繰越金は、優先的に各種積立金に充てられているか。

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
	<p>エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。また、取り崩し等についての県(市)への協議は適正に行われているか。</p> <p>(10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p>		<p>エ 繰越金及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。</p> <p>(10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。</p>
2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努められているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>	2 (略)	(略)
3. 防災対策の充実強化	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p>	3 (略)	(略)

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

(略)

(2) 児童福祉施設事項

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者 <u>処遇</u> の確保	施設の <u>処遇</u> 等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。
1. 入所者 <u>処遇</u> の充 実	<p>[児童入所施設]</p> <p>(1) <u>児童の意見を表明する機会が十分確保されているか。</u></p> <p>(2) <u>体罰等懲戒権が濫用されていないか。</u> <u>ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る事項が盛り込まれているか。</u> <u>イ 児童の権利擁護に関する施設内研修が実施されているか。</u></p> <p>(3) <u>生活指導、職業指導が適切に行われているか。</u></p>

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者 <u>支援</u> の確保	施設入所者への <u>支援</u> 等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。
1. 入所者 <u>支援</u> の充 実	<p>[児童入所施設]</p> <p>(1) <u>子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</u></p> <p>(2) <u>懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。</u></p> <p>(3) <u>個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</u></p> <p>(4) <u>施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。</u></p> <p>(5) <u>子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。</u></p>

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

- (6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。
- (7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

<p>第2. 社会福祉施設 運営の適正実施 の確保 1. 施設の運営管理 体制の確立</p>	<p>[保育所] (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。 (2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。 (3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。 (4) 保護者との連絡（登所、降所等）が適切に実施されているか。 (5) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。 (6) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>[共通事項] (1) 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。 (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮しているか。 (3) 給食材料が適切に保管されているか。 (4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。 (5) 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）についての配慮がされているか。 (6) 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。 (1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	---	------------	------------

児童福祉行政指導監査の実施について
 (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

<p>2. 必要な職員確保と職員処遇の充実</p> <p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>ウ 利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の賃借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p> <p>(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。 (2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。 (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度へ加入しているか。</p> <p>(1) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。 (2) 防犯について配慮されているか。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	---	------------	------------

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

別紙2

児童扶養手当支給事務指導監査事項

1 市等監査事項

主眼事項	着眼点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか。
3 広報の状況	(1) 制度の広報が十分に行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。
4 機関委任事務に対する指導状況	認定事務を行政区等に事務委任している指定都市等においては、国の指導通知及び市内の取扱い水準を統一するための連絡会議、研修会議等が行われているか。
5 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者台帳等の整理・保管が適切に行われているか。
6 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。
7 認定請求書の審査及び認定の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。

見直し案

別紙2

児童扶養手当支給事務指導監査事項

1 市等監査事項

主眼事項	着眼点
(略)	(略)

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
8 現況届の処理状況	(3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 却下処分は適切に行われているか。	(略)	(略)
9 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 処理状況は的確に行われているか。 (2) 未提出者の取扱いは適正に行われているか。 (3) 時効処理は適切に行われているか。		
10 債権管理事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の調査・確認を含む。）が適切に行われているか。		
11 負担金及び事務取扱交付金の経理状況	(1) 債権管理事務は適正に行われているか。 (2) 債権発生防止に関する対策が行われているか。 支出が適切に行われているか。		
12 その他	差額追求及び内払調整に基づく減額支給は適切に行われているか。		
2 町村監査事項		2 町村監査事項	
主眼事項	着眼点	主眼事項	着眼点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。	(略)	(略)
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか		

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

3 制度の広報の状況	(1) 制度の広報が十分行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。	(略)	(略)
4 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者名簿等の整理・保管が適切に行われているか。		
5 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。		
6 認定請求書の審査及び進達の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 受理から進達までの事務処理期間が適切か。		
7 現況届の処理状況	(1) 現況届の受理時における添付書類が整備されているか。 (2) 受給者及び扶養義務者の所得、年金の確認が適切に行われているか。 (3) 未提出者に対する提出指導及び受給資格を喪失していることが公簿等により確認されている者の扱いが適切に行われているか。		
8 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の確認を含む。）が適切に行われているか。		

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
9 証書の取扱い状況	(3) 資格喪失届の進達処理が適切に行われているか。 国支給分手当証書が適切に保管されているか。	(略)	(略)
10 事務取扱交付金の経理状況	支出が適切に行われているか。		

(案)

「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙1 児童福祉行政指導監査事項 2 施設指導監査事項 (2) 児童福祉施設事項 第1. 適切な入所者支援の確保 1. 入所者支援の充実 の着眼点については、(1) から (7) それぞれについて、以下のとおりより具体的な内容を示すので、これらの事項を参考にし適正な指導監査の実施を図られたく通知する。

[児童入所施設]

(1) 「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について

- ア 子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。
- イ 個人情報の保護について十分配慮されているか。
- ウ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行う場合があることを、入所時に伝えているか。
- エ 施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているか。また、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明しているか。
- オ 苦情解決のための仕組みを設けて（窓口を設置する等）いるか。
- カ 苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口へ寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。
- キ 苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。

(2) 「懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか」について

- ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。
- イ 施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。
- ウ 施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。
- エ 施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されているか。

オ 第三者評価を受審し、評価結果に基づいた改善計画が作成され、実施されているか。

(3) 「個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか」について

ア 基幹的職員を配置する等により、職員に対し子どもに対する支援の内容等に関する適切な指導（スーパーバイズ）が行われているか。また、職員の精神的負担を軽減するための助言等が行われているか。

イ 子どもの状況に応じた指導方法の習得等について研修等を実施し、職員の援助技術の向上が図られているか。

ウ 職員への就業規則、諸規程の周知は適切に行われているか。

(4) 「施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか」について

ア 懲戒に係る権限の濫用の禁止と施設内虐待の防止について、施設長として事件の発生を想定して具体的な対応策を定め職員に周知しているか。

イ 個々の子どもに対する援助について、その課題、要因、今後の方針及び具体的内容について、ケース会議や職員の報告を通し、職員全員が共有していくように指導・助言を行っているか。

ウ 施設における事件・事故の発生について、職員間の情報伝達、報告を速やかに行うよう徹底しているか。

エ 施設における指導や運営の方針について、施設全体が理解できるようにしているか。

オ 職員の勤務状況等の職員の状態を施設長（管理的立場にあるもの）が把握しているか。

(5) 「子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか」について

ア 入所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保・事故予防のための組織的体制が整備されているか。

イ 入所している子どもの病気・事故等に対応するための研修や、事件・事故予防のための研修等が行われているか。

ウ 事件・事故が起きた際の対応を具体化した危機管理マニュアルは作成されているか。

エ 事故防止のため危険箇所点検リストを作成し、定期的に施設内の安全点検を実施し、その記録は整備されているか。

(6) 「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について

ア 子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子ども

に対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。

イ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行わなければならないとき、その適否を合議により判断し、指導の内容・方法・結果を記録にしているか。

ウ 家庭環境の調整、退所後の子どものアフターケアが適切に実施されているか。

(7) 「子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか」について

ア 子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との連絡・調整が適切に行われているか。

イ 子どもの指導・援助にあたって、学校、幼稚園、医療機関、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等との連携が適切に行われているか。

4. 都道府県行動計画の見直しについて（社会的養護関連部分）

・ 計画策定に向けた調査について

昨年11月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書の中に、社会的養護体制の計画的整備として「都道府県において社会的養護体制の整備やその質の向上のため計画を作成し、これを公表する。」こととされており、国においても、「具体的な社会的養護の必要提供量の算定方法の考え方」を示した「計画的な整備や質の向上を図るための基本指針を作成する必要がある。」とされている。

このため、社会的養護の提供体制に関し、その提供量を見込む際に勘案する事項など、適切な整備量を確保するために必要な事項をお示しし、都道府県において社会的養護の提供体制の整備に関する計画を作成していただくことを検討しており、その計画作成を進めるための参考となるデータをとるため、児童相談所を対象として調査を実施する。

【後期行動計画策定スケジュール(案)(社会的養護関連部分)】

		厚生労働省	都道府県
20年	8月	都道府県会議 調査方法・スケジュール説明	
	10月		計画のための調査実施
	11月		調査とりまとめ(国に提出)
	12月	調査結果集計	
21年	2月	調査結果等を踏まえ、量の見込み方の考え方、例を提示	
	3月		各都道府県において見込むためのデータ収集・見込み開始
	8月		見込んだ数字を国へ報告
22年	1月		後期行動計画素案作成完了
	3月		計画の決定・公表

平成20年度 社会的養護ニーズ把握調査要綱（案）

1. 調査の目的

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等により、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図ることが課題となっているが、入所措置を行う児童相談所における相談状況からみた社会的養護ニーズを把握することにより、必要な社会的養護の提供量を算定し、計画的な整備をすすめることを目的とする。

2. 調査の対象及び客体

全国の児童相談所及び児童相談所が平成19年度に入所措置した児童等を対象とし、その全員を客体とする。

3. 調査の期日

平成20年※月※日～平成20年※月※日
(通知発出日) (通知発出日から45日後)

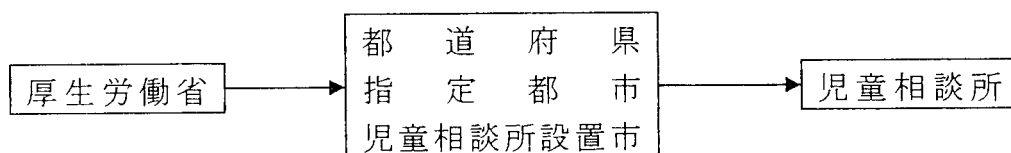
4. 調査事項

調査事項は、入所措置した児童の出生年月日、性別、入所年月日、施設種別等社会的養護ニーズ把握調査票に掲げる事項とする。

5. 調査の方法

- (1) 厚生労働省においては、雇用均等・児童家庭局が調査の企画・立案を行う。
- (2) 都道府県においては、民生主管部（局）が児童相談所の協力を得て調査を実施する。

6. 調査の系統



7. 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、雇用均等・児童家庭局が行う。

質問5 貴自治体で独自に社会的養護ニーズを調査・把握している場合は、その状況及び実施方法（自治体で記入のこと。別途既存資料等添付可）。

ご協力ありがとうございました。

平成20年度社会的養護ニーズ把握調査（案）

（児童個票）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

都道府県		児童相談		児童			
市番号		所番号		番号			

児童相談所名 _____

この調査票は、平成19年度新規入所件数（福祉行政報告例第45のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」及び「里親委託」のもの（措置変更を含む）に計上された児童が対象となります。

質問1 子どもの状況

性別	1 男	出生年月日	1 昭和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
	2 女		2 平成						
入所年月日	1 昭和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	一時保護の有無	1 あり
	2 平成								2 なし

質問2 子どもが入所した施設の種別

1. 里親	2. 乳児院	3. 児童養護施設	4. 情緒障害児短期治療施設	5. 児童自立支援施設
6. 自立援助ホーム	7. 知的障害児施設	8. 肢体不自由児施設	9. 重症心身障害児施設	
10. その他 ()				

質問3 子どもが入所した施設の所管が他の自治体である場合の自治体名

都道府県市番号		
---------	--	--

質問4 養護問題発生理由（複数回答可：最大4つまで）

1. 父の死亡	2. 母の死亡	3. 父の行方不明	4. 母の行方不明
5. 父母の離婚	6. 両親の未婚	7. 父母の不和	8. 父の拘禁
9. 母の拘禁	10. 父の入院	11. 母の入院	12. 家族の疾病の付き添い
13. 次子出産	14. 父の就労	15. 母の就労	16. 父の精神障害等
17. 母の精神障害等			
18. 父の放任・怠だ	19. 母の放任・怠だ	20. 父の虐待・酷使	
21. 母の虐待・酷使	22. 棄児	23. 養育拒否	24. 破産等の経済的理由
25. 子どもの問題（障害・非行・問題行動等）による監護困難			
26. その他 ()			

質問5 きょうだいの状況

きょうだいの有無	1 あり	児童福祉施設への入所または里親委託の有無	1 あり
	2 なし		2 なし

補問5-1についてお答えください。

補問5-1 きょうだいの人数

きょうだいの人数	<input type="text"/> 人	同じ施設	<input type="text"/> 人	違う施設	<input type="text"/> 人
----------	------------------------	------	------------------------	------	------------------------

補問5-2についてお答えください。

補問5-2 違う施設の場合の施設種別及び入所人数

施設種別	入所人数
1. 里親	<input type="text"/> 人
2. 乳児院	<input type="text"/> 人
3. 児童養護施設	<input type="text"/> 人
4. 情緒障害児短期治療施設	<input type="text"/> 人
5. 児童自立支援施設	<input type="text"/> 人
6. 自立援助ホーム	<input type="text"/> 人
7. 知的障害児施設	<input type="text"/> 人
8. 肢体不自由児施設	<input type="text"/> 人
9. 重症心身障害児施設	<input type="text"/> 人
10. 母子生活支援施設	<input type="text"/> 人
11. その他 ()	<input type="text"/> 人

質問6 保護者の状況 (1つだけ選んでください)

1. 実父母あり	2. 実父のみ	3. 実母のみ	4. 実父・養(継)母	5. 養(継)父・実母
6. 養(継)父・養(継)母	7. 養(継)父のみ	8. 養(継)母のみ		
9. 両親ともいない又は不明				

(質問6で「9」を○で囲んだ方におたずねします。)

補問6-1 主たる保護者

1. 祖父母	2. 養(継)父母の親	3. 兄・姉	4. 義兄・義姉	5. 伯(叔)父母
6. 義伯(叔)父母	7. 里親	8. その他 ()	9. なし	10. 不明

質問7 家庭復帰の見通し【親(主たる養育者)がいる場合】

1. 家庭復帰の見込みあり	2. 当面の家庭復帰の見込みはないが、復帰に向け調整中
3. 家庭復帰困難又は見込みなし	4. 判断困難

質問8 子どもの状況

評価項目	評価対象 年齢	評価 対象外	疑い なし	やや 疑い あり	疑い あり	確かに 問題 あり	判断 困難
1. 自閉的傾向（人に対して反応しない、視線が合わない等）	4か月～15歳	1	2	3	4	5	6
2. 養育者との関係性（なつかない、過度の反抗、養育者への暴力等）	2歳～10歳	1	2	3	4	5	6
3. 注意欠陥・多動傾向（落ち着かない、過度の注意散漫等）	2歳～15歳	1	2	3	4	5	6
4. 反社会的行動傾向（いじめ、過度なけんか、嘘、性的問題、窃盗等）	2歳以上	1	2	3	4	5	6
5. 抑うつ傾向（継続的な落ち込み、食欲不振、自殺念慮等）	7歳以上	1	2	3	4	5	6
6. 学習障害傾向（特異な読み書き、計算の問題）	7歳～15歳	1	2	3	4	5	6
7. 物質使用（アルコール、タバコ、薬物等）	11歳以上	1	2	3	4	5	6
8. 自傷行為（抜毛、頭打、リストカット、自殺未遂等）	2歳以上	1	2	3	4	5	6
9. 集団不適応（不登校、学校等でのいじめられ、孤立、反抗等）	7歳以上	1	2	3	4	5	6
10. 社会的引きこもり（長期にわたる外出拒否）	16歳以上	1	2	3	4	5	6
11. 排泄問題（夜尿、遺糞など）	5歳～10歳	1	2	3	4	5	6
12. 摂食障害傾向（拒食、過食、異食など）	7歳以上	1	2	3	4	5	6
13. 睡眠障害（不眠、過眠など）	7歳以上	1	2	3	4	5	6
14. 知的障害	3歳以上	1	2	3	4	5	6

質問9 子どもの心身の状況（身体疾患・障害）

心身の 状況	1 <u>あり</u>
	2 なし

（質問9で「1」を○で囲んだ方におたずねします。）

補問9-1 子どもの身体疾患・障害（複数回答可）

1. 外科系	2. 内臓系	3. アトピー性皮膚炎	4. アトピー以外の皮膚の病気
5. 泌尿器の病気	6. 耳鼻科・眼科の病気	7. 喘息	8. 喘息以外のアレルギーの病気
9. 視覚障害	10. 聴覚障害（難聴）	11. 言語・音声障害（ろうあ）	12. 肢体不自由
13. 内部（内臓）障害	14. 免疫機能障害	15. その他（	）

質問 10 子どもの心身の状況（精神障害）

心身の 状況	1 <u>あり</u>
	2 なし

（質問 10 で「1」を○で囲んだ方におたずねします。）

補問 10-1 子どもの精神障害

精神障害	確定診断 あり	疑い あり	判断 困難	
1. 発達障害系	1	2	3	※精神遅滞、学習障害、広汎性発達障害、発達性協調運動障害、コミュニケーション障害（音韻障害、吃音等）等
2. 行動障害系	1	2	3	※注意欠陥・多動性障害、行為障害、反抗挑戦性障害等
3. 不安障害系	1	2	3	※パニック障害、全般性不安障害、強迫性障害、外傷後ストレス障害、恐怖性障害、分離不安障害、反応性愛着障害、解離性障害、転換性障害、その他身体表現性障害等
4. 気分障害系	1	2	3	※大うつ病性障害、気分変調性障害、双極性障害等
5. その他の精神障害	1	2	3	※摂食障害、排泄障害、選択性緘黙、常同運動障害、性障害及び性同一障害、睡眠障害、人格障害、統合失調症、その他の精神障害

質問 11 子どもの障害者手帳所持の状況

設問項目	所持（1級）	所持（2級）	所持（3～6級）	未判定（申請中）	なし	不明
1. 身体障害者手帳	1	2	3	4	5	6
2. 療育手帳 （知的障害者福祉手帳）	1	2	3	4	5	6
3. 精神保健福祉手帳	1	2	3	4	5	6

質問 12 定期的な通院の必要性の有無

設問項目	あり	なし	不明
1. 精神科・心療内科への通院の必要性	1	2	3
2. 精神科・心療内科での投薬の必要性	1	2	3
3. 精神科・心療内科以外の診療科への通院の必要性	1	2	3
4. 精神科・心療内科以外の診療科での投薬の必要性	1	2	3

質問 13 心理療法の必要性の有無

設問項目	あり	なし	判断困難	不明
心理療法の必要性	1	2	3	4

質問 14 被虐待体験の有無

被虐待体験の有無	1 <u>あり</u>
	2 なし
	3 不明

(質問 14 で「1」を○で囲んだ方におたずねします。)

補問 14-1 虐待の種類 (主なものを一つ選んでください)

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 1. 身体的虐待 | 2. 性的虐待 | 3. ネグレクト | 4. 心理的虐待 |
|----------|---------|----------|----------|

質問 15 保護者対応の困難度

- | | | | | |
|---------|-------|---------|-----------|-------------------|
| 1. 大変困難 | 2. 困難 | 3. やや困難 | 4. 特に問題なし | 5. 児童相談所の指導に対し協力的 |
|---------|-------|---------|-----------|-------------------|

質問 16 本事例を入所措置 (里親委託) する際に、子どもの援助方針会議の際に入所措置をした施設種別以外の施設も含めた検討の有無

(当該施設の設置の有無や、空き状況等による実情は考慮せず、あくまでも子どもの処遇にとっての適切さの観点から回答してください)

検討の有無	1 <u>あり</u>
	2 なし

(質問 16 で「1」を○で囲んだ方は、補問 16-1、補問 16-2 にお進みください。)

補問 16-1 検討した施設種別

1. 里親	2. 乳児院	3. 児童養護施設	4. 情緒障害児短期治療施設	5. 児童自立支援施設
6. 自立援助ホーム	7. 知的障害児施設	8. 肢体不自由児施設	9. 重症心身障害児施設	
10. 母子生活支援施設	11. その他 ()			

補問 16-2 その施設種別を選択しなかった理由

1. 検討した施設種別が当該自治体あるいは近隣府県で設置されていない	2. 入所定員が満床
3. 入所定員は空いているが、事例の要件で入所困難	4. その他 ()

(補問 16-2 で「3」を○で囲んだ方におたずねします。)

補問 16-3 事例のどのような要件で入所が困難だったのか (複数回答可)

1. 年齢	2. 性別	3. 子どもの問題行動	4. 子どもの疾患 (病名:)
5. 子どもの障害 (障害名:)	6. 保護者対応が困難		
7. その他 ()			

質問 17 入所措置する段階では、今現在入所している施設が最適と考え入所措置を行ったが、不調となり、平成 19 年度内に措置変更を行った又は現在措置変更の検討の有無

措置変更又は	1 あり
検討の有無	2 なし

(質問 17 で「1」を○で囲んだ方におたずねします。)

補問 17-1 措置変更先の施設種別

1. 里親	2. 乳児院	3. 児童養護施設	4. 情緒障害児短期治療施設	5. 児童自立支援施設
6. 自立援助ホーム	7. 知的障害児施設	8. 肢体不自由児施設	9. 重症心身障害児施設	
10. 母子生活支援施設	11. その他 ()			

ご協力ありがとうございました。

第1章 調査の概要（案）

1. 調査の目的

この調査は、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等により、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図ることが課題となっていますが、入所措置を行う児童相談所における相談状況からみた社会的養護ニーズを把握することにより、必要な社会的養護の提供量を算定し、計画的な整備をすすめるための基礎資料を得ることを目的とします。

2. 調査の対象及び客体

全国の児童相談所及び児童相談所が平成19年度に入所措置した児童等を対象とし、その全員を客体とします。

3. 調査の時期

平成20年10月頃とします。

4. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局とし、各都道府県・指定都市及び中核市に委託して行います。

5. 調査の方法

(1) 各都道府県・指定都市及び中核市の児童福祉主管課は、厚生労働省から配布された調査票を、管轄する児童相談所に所要枚数だけ配布します。

(2) 調査票を配布された児童相談所の長は、次の方法により調査を行います。

児童相談所は、平成19年度に児童福祉施設に入所又は里親委託した児童等について、児童相談所備付けの児童記録票に基づき調査票を作成して〇月〇日までに児童福祉主管課に提出します。

(3) 児童福祉主管課は、提出された調査票を審査の上、〇月〇日までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課に提出します。

6. 調査の集計及び発表

調査の集計及び発表は厚生労働省雇用均等・児童家庭局が行います。

第2章 調査票の作成

1. 調査票の記入上の一般的注意

(1) 調査票の受領

調査票及び送付票は、厚生労働省から各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課を通じて児童相談所に配布されるので、その枚数・汚破損の状況を確認し、不足の場合は直ちに請求して再受領してください。

(2) 調査票の種類

ア. 社会的養護ニーズ把握調査票（児童相談所票）

イ. 社会的養護ニーズ把握調査票（児童個票）

(3) 児童相談所番号の指示

各都道府県・指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管課は、管轄する児童相談所について、1, 2, 3, ……と一連番号を割り当て、調査票を送付する際、児童相談所にその番号を指示してください。

(4) 児童番号の記入

児童相談所は、児童個票に、1, 2, 3, ……と一連番号を割り当て、調査票に記入してください。

(5) 調査票の記入者等

調査票の記入は、児童相談所において行い、児童個票についてはケース担当者等が調査票を作成します。

(6) 記入上の一般的注意

ア. 調査票への記入は、黒（又は青）のインクかボールペンを使用して、かい書で明瞭に記入することとし、鉛筆は使用しないでください。

イ. 調査票への回答方法は、次の方法によります。

- ① 調査事項のうち、算用数字が印刷してあるところは、該当する数字を○で囲みます。
- ② 「その他（ ）」欄は具体的な内容を記入します。
- ③ □ 内は、算用数字を右詰めで記入します。

ウ. 誤記入の訂正は、誤った回答 ——（横線2本）で消し、正しい回答を○で囲みます。数個を訂正の場合は、正しい回答を上部余白に記入し、インク消しを用いたり、はり紙をしたり、削ったりしないでください。

2 社会的養護ニーズ把握調査票（児童相談所票）の記入要領

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 児童福祉施設
入所件数 | 平成 19 年度新規に児童福祉施設に入所措置した件数（福祉行政報告例第 45 のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」である件数）を記入します。 |
| (2) 里親委託件数 | 平成 19 年度新規に里親に委託した件数（福祉行政報告例第 45 のうち、対応内容が「里親委託」である件数）を記入します。 |
| (3) 長期一時保護
件数 | 平成 19 年度に相談受付した事例のうち、一時保護を長期（1 か月以上）実施した件数を記入します（施設入所及び里親委託中の事例は除く）。 |
| (3)-1 施設入所等
検討件数
（一時保護） | (3) の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の数を記入します。 |
| (3)-2 施設入所等
検討施設種別
（一時保護） | (3)-2 の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の検討を行った施設種別について、当該児童にとって最適と思われた施設種別を 1. から 11. までの中から 1 事例につき一つ選び、それぞれの施設種別ごとの合計人数を記入します。
「11. その他」は、1. から 10. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別とその人数を（ ）の中に記入します。「その他」の施設が複数ある場合は、欄外に施設種別と施設種別ごとの人数を記入してください。 |
| (3)-3 年度内施設
入所等件数
（一時保護） | (3) の事例のうち、平成 19 年度中に施設入所（里親委託）した事例の数を記入します。 |
| (4) 施設入所等
検討件数
（在宅指導） | 平成 19 年度に相談受付した事例のうち、在宅指導した事例の中で、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の数を記入します。 |
| (4)-1 施設入所等
検討施設種別
（在宅指導） | (4) の事例のうち、施設入所（里親委託）を視野に入れ対応した事例の検討を行った施設種類について、当該児童にとって最適と思われた施設種別を 1. から 11. までの中から 1 事例につき一つ選び、それぞれの施設種別ごとの合計人数を記入します。
「11. その他」は、1. から 10. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別とその人数を（ ）の中に記入します。 |
| (9) 社会的養護
ニーズ調査 | 自治体で独自に実施している社会的養護ニーズの調査を実施している場合の方法・結果についての内容を記入します。別途既存資料がある場合は、その資料の添付でも結構です。 |

3 社会的養護ニーズ把握調査票（児童個票）の記入要領

※調査対象は、平成19年度新規入所件数（福祉行政報告例第45のうち、対応内容が「児童福祉施設入所」及び「里親委託」のもの（措置変更を含む）

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 子どもの状況 | |
| 子どもの性別 | 子どもの性別について、どちらかを○で囲みます。 |
| 子どもの生年月日 | 子どもの生年月日を記入します。 |
| 入所年月日 | 子どもが入所（委託）した年月日を記入します。 |
| 一時保護の有無 | 一時保護の有無についてどちらかを○で囲みます。 |
| (2) 子どもが入所した施設の種別 | 子どもが入所した施設種別について、1. から 10. までの中から 1 事例につき一つ選び、番号を○で囲みます。
「10. その他」は、1. から 9. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別を（ ）の中に記入します。 |
| (3) 他府県施設入所 | 子どもが入所（委託）した施設（里親）の所管が他の自治体である場合の自治体について、都道府県市番号を記入します。 |
| (4) 養護問題発生理由 | 養護問題が発生した理由について、1. から 26. までの中から最大4つまで選び、番号を○で囲みます。
「26. その他」は、1. から 25. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、養護問題発生理由を（ ）の中に記入します。 |
| (5) きょうだいの状況 | |
| きょうだいの有無 | きょうだいの有無についてどちらかを○で囲みます。 |
| 施設入所の有無 | きょうだいありの場合で、児童福祉施設入所（里親委託）の有無についてどちらかを○で囲みます。 |
| (5)-1 きょうだいの人数 | きょうだいの人数を記入します。 |
| 同じ施設 | 子どもが入所した施設と同じ施設に入所しているきょうだいの人数を記入します。 |
| 違う施設 | 子どもが入所した施設と違う施設に入所しているきょうだいの人数を記入します。 |
| (5)-2 違う施設の施設種別 | 子どもが入所した施設と違う施設に入所しているきょうだいが入所している施設の施設種別について、1. から 11. までの中から選び、人数を記入します。
「11. その他」は、1. から 10. のいずれにも該当しない場合で、○で囲み、施設種別を（ ）の中に記入します。 |

(6) 保護者の状況	保護者の状況について、1. から 9. までの中から選び、○で囲みます。
(6)-1 主たる保護者 入所年月日	(6)で、「9. 両親ともいない又は不明」を選んだ場合の主たる保護者について、1. から 10. までの中から選び、○で囲みます。 「8. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な主たる養育者を（ ）の中に記入します。
(7) 家庭復帰の 見通し	親（主たる保護者）がいる場合のみ記入します。 家庭復帰の見通しについて、1. から 4. までの中から選び、○で囲みます。
(8) 子どもの状況	1. から 14. の項目について、それぞれ評価対象となる年齢を基本に確認し、「評価対象外」は1、「疑いなし」は2、「やや疑いあり」は3、「疑いあり」は4、「確かに問題あり」は5、「判断困難」は6を○で囲みます。
(9) 子どもの心身の 状況（身体疾患 ・障害）	子どもの身体疾患または障害の有無についてどちらかを○で囲みます。 （複数回答可）
(9)-1 子どもの心身の 状況（身体 疾患・障害	子どもの身体疾患・障害の内容について、1. から 15. までの中から選び、○で囲みます。 「15. その他」は、1. から 14. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な身体疾患・障害名を（ ）の中に記入します。
(10) 子どもの心身の 状況（精神障害）	子どもの精神障害の有無についてどちらかを○で囲みます。
(10)-1 子どもの心身の 状況（精神 障害）	1. から 5. の項目について、それぞれ「確定診断あり」は1、「疑いあり」は2、「判断困難」は3を○で囲みます。 1. から 5. の分類については、調査票にそれぞれ※以下に具体的な診断名を記載していますので、参考にしてください。
(11) 障害者手帳所持	1. から 3. の項目について、それぞれ「所持(1級)」は1、「所持(2級)」は2、「所持(3~6級)」は3、「未判定(申請中)」は4、「なし」は5、「不明」は6を○で囲みます。
(12) 定期的な通院の 必要性	1. から 4. の項目について、それぞれ「あり」は1、「なし」は2、「不明」は3、を○で囲みます。
(13) 心理療法の必要 性	心理療法の必要性については、「あり」は1、「なし」は2、「判断困難」は3、「不明」は4を○で囲みます。
(14) 被虐待体験の 有無	被虐待体験については、「あり」は1、「なし」は2、「不明」は3を○で囲みます。
(14)-1 虐待の種類	虐待の種類について、1. から 4. までの中から主なものをひとつ選び、○で囲みます。
(15) 保護者対応の困 難度	保護者対応の困難度について、1. から 5. までの中から選び、○で囲みます。

- (16) 他施設種別等の検討
- 何らかの事情で児童にとって適切と考える入所措置（里親委託）等ができなかった状況を確認し、必要な社会的養護ニーズを把握するための設問です。このため、当該施設の設置の有無や、空き状況等による実情は考慮せず、あくまでも子どもの処遇にとって必要な観点からの回答をお願いします。
- 実際に入所措置（里親委託）した施設種別以外を検討したかどうかの有無について、「あり」は1、「なし」は2を○で囲みます。
- (16)-1 検討した施設種別
- 検討した施設種別について、1. から 11. までの中から選び、○で囲みます。
「11. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な施設種別を（ ）の中に記入します。
- (16)-2 選択しなかった理由
- 検討した施設種別を選択しなかった理由について、1. から 4. までの中から選び、○で囲みます。
「4. その他」は、1. から 3. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な理由を（ ）の中に記入します。
- (16)-3 事例の要件
- 事例の要件で入所が困難だった理由について、1. から 7. までの中から選び、○で囲みます。
「7. その他」は、1. から 6. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な理由を（ ）の中に記入します。
- (17) 措置変更又は措置変更の検討の有無
- いったん入所措置（里親委託）をしたものの、不調となり措置変更した場合には、措置変更先の施設種別について社会的養護ニーズがあると考えられ、回答をお願いします。
- 措置変更又は措置変更の検討について、「あり」は1、「なし」は2を○で囲みます。
- (17)-1 措置変更又は措置変更検討施設種別
- 措置変更を行った又は措置変更を検討している施設種別について、1. から 11. までの中から選び、○で囲みます。
「11. その他」は、1. から 10. までのいずれにも該当しない場合で、○で囲み、具体的な施設種別を（ ）の中に記入します。

Ⅲ. 保育課、幼保連携推進室 関係

1. 社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～ (平成20年7月29日)【保育関係部分】について

(1) 新待機児童ゼロ作戦（I）～認定こども園の抜本的改革

本年3月に行われた認定こども園に関する実態調査において、保護者の8割、施設の9割が「認定こども園」を評価しているという結果が出ている一方で、取り組むべき課題として、

- ① 二重行政による事務的負担
 - ② 自治体に対する財政的支援の不足
- が挙げられている。

また、制度導入時の調査によると、認定こども園の申請見込み数は2,000件程度となっていたが、認定こども園の認定数については、昨年4月時点での94件に比べ100件以上増えたものの、それでも平成20年4月現在で229件にとどまっている。

これらの結果を踏まえ、集中重点期間（平成20年～22年度）に大幅に「認定こども園」の整備を促進するため、「こども交付金」を創設し、認定こども園の飛躍的な拡大を目指した緊急整備や、幼稚園と保育所の両方の認可を有する幼保連携型への移行促進など、国・地方による総合的な財政支援を行っていくこととする。

特に財政支援については、現在、国庫補助の対象とならない、幼稚園型の保育部分、保育所型の教育関係部分の運営費についても、今回の「こども交付金」の対象として概算要求するよう、少子化担当大臣から指示があったところであり、現在これについて検討中である。

あわせて、国・地方自治体において、窓口や予算執行等の「一本化」を図り、二重行政を解消するほか、認定こども園制度に係る改善を行っていくこととする。

また、これらの措置とは別に、「認定こども園」制度の見直しについては平成20年度中に結論を得ることとしており、このための新たな検討の場を設ける予定である。

なお、この5つの安心プランとあわせて、文部科学省と厚生労働省の両省の局長級の検討会での検討結果として、「認定こども園の普及促進について」を取りまとめたので、管内市区町村への周知をお願いする（資料2参照）。

さらに、認定こども園制度に係るQ&Aを更新し、7月下旬に通知したところであり、これについても管内市区町村に対して周知をお願いする（資料3参照）。

(2) 新待機児童ゼロ作戦（Ⅱ）～保育サービス等の拡充

保育所の待機児童数は平成19年4月現在で約1万8,000人に達している。

このため、現在顕在化している待機児童数をゼロにすることを目指し、集中重点期間（平成20～22年度）において、重点的・緊急的な支援を行う。

〈平成20～22年度までの目標〉

※ 3歳未満児の保育サービス利用率：20%→26%（10年間で38%）

今回、特に、保育所待機児童が多い地区（首都圏・近畿圏・沖縄等）を中心とした重点的・緊急的支援を行うこととしており、具体的には、

- ① 従来からの保育所の定員増を引き続き推進
 - ② 保育所の緊急整備の促進
 - ③ 分園の緊急整備
 - ④ 家庭的保育（保育ママ）の飛躍的拡充
 - ⑤ 認定こども園の設置促進
 - ⑥ 沖縄の特別対策
- などを行う。

また、延長保育、病児・病後児保育、事業所内保育施設、休日・夜間保育など、多様な保育サービスの充実を図っていく。

(3) 兄弟姉妹のいる家庭等への支援

兄弟姉妹のいる家庭等への支援として、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減の検討や同じ保育所への優先入所を進めるために自治体における好事例を取りまとめ、全国の自治体に周知することなどを検討している。

これら5つの安心プランの中身については、来年度予算要求などの中で具体化を図っていくこととなるが、これら個々の施策の詳細が明らかになり次第、情報提供等を行う予定である。

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～ 5つの安心プラン～

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを産み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

保育サービス等の子育てを支える社会的基盤を整備します

○ 認定こども園の抜本的な改革を進めます

→ 「こども交付金」を新たに創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた財政支援のあり方を検討します。

→ 認定こども園の制度改革について検討し、20年度中に結論を得ます。

○ 「新待機児童ゼロ作戦」を推進します

→ 待機児童が多い地域（首都圏、近畿圏、沖縄等）を中心に、従来からの保育所定員の増員に加え、保育所、分園の緊急整備を促進します。

※ 平成22年度までに3歳未満児の利用割合を26%に引上げ

※ これらの目標の実現のためには、一定の財政投入が必要（そのためには必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当）

→ 延長保育等の多様な保育サービスを提供します。

○ 家庭的保育（保育ママ）を大幅に拡充します

○ 育児不安を抱える家庭等すべての家庭を支援します

→ 一時預かり事業等を拡充するほか、虐待を受けた子どもや障害を持った子どもへの支援を行います。

○ 兄弟姉妹のいる家庭等に配慮します

→ 兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減の検討や同じ保育所への優先入所を進めます。

○ 児童福祉法等改正法案（保育ママの制度化等）の臨時国会への再提出とともに、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討を進めます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現します

○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「行動指針」に基づく取組を進めます

→ 「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進など官民一体となった国民運動を展開します。また、仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成を支援します。

→ 育児期の短時間勤務制度の強化など育児・介護休業法の見直しを検討します。

報道発表

平成20年7月29日
文部科学省・厚生労働省
幼保連携推進室

「認定こども園の普及促進について」の公表について

文部科学省及び厚生労働省では、本年5月に両省合同の「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」を設置し、認定こども園の普及促進策や運用改善策など総合的な支援方を講じることを目的に検討を進めてきました。

このたび、当該検討会における検討結果として、「認定こども園の普及促進について」を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 検討会について

【設置要綱・構成員】別添1をご参照ください。

【開催実績】

- (第1回) 平成20年5月16日
- (第2回) 5月30日
- (第3回) 7月28日

2. 内容について

「認定こども園の普及促進について」本文については、別添2をご覧ください。

【主な内容】

- (1) こども交付金制度の創設等
- (2) 運用改善等
- (3) 認定こども園の制度改革の検討

(お問い合わせ)

文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室

【文部科学省初等中等教育局幼児教育課】

幼保連携推進専門官：森 昭一郎

認定こども園企画係：岩間 久美子

電話：03-6734-3136 (直通)

03-5253-4111 (内線3136)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

課長 補佐：伊藤 経人

認定こども園指導係：乃村 久代・戒脇 伸晃

電話：03-3595-2542 (直通)

03-5253-1111 (内線7920)

認定こども園制度の普及促進等に関する検討会の設置について

文部科学省初等中等教育局長・
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長決定

1. 趣旨

認定こども園については、平成18年10月の制度創設以来、認定件数を着実に伸ばしつつあるものの、制度が十分に活用されているとは言い難い。また、制度創設から1年が経過し、徐々に、地方公共団体や施設等現場における運用上の課題が明らかになってきている。

このため、文部科学省と厚生労働省とが緊密な連携を取りながら、本制度の推進方を早急に検討し、具体的な普及促進策や運用改善策など総合的な支援方を講じることを目的として、両省合同の検討会を設置することとする。

2. 主な検討項目

下記に掲げる検討項目を中心に、認定こども園に対する支援について本年夏頃を目途に検討を行うこととする。

- ・ 地方公共団体、施設、利用者の認定こども園制度に対する理解が深まり、こども園の認定が促進され、また、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発策
- ・ 地方公共団体、施設など現場関係者が使いやすい制度となるような運用改善策
- ・ 上記のほか、認定こども園制度の推進に資するような各種方策 など

3. 検討体制

検討体制については、①両局長をトップとした「検討会」、②その検討会の下に両省の実務担当者レベルの「作業グループ」を設置する。「検討会」及び「作業グループ」の構成員は別紙に掲げる者とする。

4. その他

標記検討の庶務は、検討事項に関係する両省局課の協力を得ながら、文部科学省初等中等教育局幼児教育課と厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が交代で処理する。

「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」構成員

〔検討会〕

文部科学省 初等中等教育局長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
文部科学省 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課長
文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長
文部科学省 初等中等教育局 幼保連携推進室長
厚生労働省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 幼保連携推進室長

〔作業グループ〕

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長
文部科学省 初等中等教育局 幼保連携推進室長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 幼保連携推進室長
文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室 室員

※ このほか、検討事項の内容により、必要に応じて、当該検討事項に係る
両省所管課の参加を得ることとする。

平成20年7月29日

認定こども園の普及促進について

認定こども園制度の普及促進等に関する検討会

(文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

認定こども園は、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる新たな選択肢として導入された制度である。

平成18年10月の制度創設から1年が過ぎたことから、制度が保護者や地域のニーズにできているかどうかを検証するため、施設を利用している保護者や施設、地方公共団体に対し実態調査を行った。その結果、保護者の8割近く、施設の9割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が大きかった。

平成19年4月現在で94件、20年4月現在で229件と、認定こども園の認定件数は増えつつあるが、制度が十分に活用されているとは言い難い。保護者や地域の多様なニーズに答えることが可能であり、また国民からの期待も大きい認定こども園制度の一層の普及促進を図るべく、以下の施策を展開していく。

1. こども交付金制度の創設等

- 「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間（平成20～22年度）の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討する。
- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化を推進する。

2. 運用改善等

(1) 会計処理の改善

- 負担金と補助金間の年度内資金貸借の弾力化
- こども交付金により、幼保の枠組みを超えた統合的な補助の仕組みを整備し、経理処理も含めた補助手続きを改善
- 会計処理弾力化へ向けた専門家も交えた具体的検討の実施

(2) 制度の普及啓発等

- 認定こども園パンフレットや好事例集の作成
- 認定こども園制度のQ & Aの改訂・充実及びHP掲載(アンケートの結果、制度上可能であるのに不可能と誤認されているケースへの対応等)
- 全国の認定こども園との継続的な意見交換及び情報交換や、地方への認定こども園制度の説明等の実施

(3) 認定申請手続等の簡素化

- 認定に係る申請手続等に関する事務マニュアル作成

(4) 監査事務の簡素化

- 一定の条件を満たした場合の監査の簡素化についての具体的検討の実施
- 監査事務に関するガイドラインの作成

(5) その他

- 幼保連携型の保育所定員と単価の適用区分に関して、認定こども園であることが不利にならないような取扱いについて検討
- 認定こども園を構成する認可外保育施設の児童に対する災害共済給付適用について、認定こども園の制度改善・制度改正とあわせて検討
- 国庫補助により整備された施設の認定こども園への転用(財産処分)手続きの簡素化
- 幼稚園教員免許資格、保育士資格のさらなる併有促進へ向けた具体的方策について、幼稚園教員、保育士資格の双方において検討

3. 認定こども園の制度改革の検討

- 認定こども園の制度改革に向けた検討については、地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえ、平成20年度中に結論を得ることとする。

事務連絡
平成20年7月25日

各都道府県認定こども園事務担当者 殿

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

日頃より認定こども園制度の推進にご尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、認定こども園制度につきまして、認定こども園制度開始後に幼保連携推進室に多く寄せられた質問事項や、本年3月に実施した認定こども園に係るアンケート調査の際にいただいた質問事項について、別添のとおり回答を取りまとめました。ご参考までに送付いたしますので、ご活用ください。

また、貴都道府県内の関係部局及び域内の市町村の担当部局等にもご周知くださるようお願いいたします。

なお、この認定こども園制度に関するQ&Aにつきましては、今後、幼保連携推進室HPに掲載し、更新していく予定です。【幼保連携推進室HP：<http://www.youho.org/>】

	質問	回答
(認定こども園の認定等)		
1	保育所については定員が10名でも保育所認可を行うことが特例で認められているが、幼稚園認可にあたってこのような特例はあるのか。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行について」(平成18年文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)において示しているとおり、幼稚園と保育所の合計定員が都道府県における現在の幼稚園認可基準に達する場合には、幼稚園の定員が10人程度の少人数であっても幼稚園の認可を行うことが認められるようお願いしたい。
2	公立の幼稚園又は保育所と私立の保育所又は幼稚園が連携し、幼保連携型の認定を受けることは可能か。	幼保連携型認定こども園において、幼稚園の設置者と保育所の設置者が異なっても差し支えなく、公立と私立の施設で幼保連携型の認定を受けることも可能である。
(認定基準)		
3	認定こども園の園長と、幼稚園や保育所の園長を兼任することは可能か。	認定こども園の園長と、幼稚園や保育所の園長や所長を兼任することは可能である。 (認定こども園の園長と保育所の所長を兼任する場合の単価については、Q12を参照されたい。)
4	国の指針において、幼保連携型の場合にも、満3歳以上の長時間利用児の保育に従事する者は、一定の要件の下に保育士の資格を有していない者でも構わないとする特例があるのか。	満3歳以上の長時間利用児に関して、幼稚園型又は地方裁量型については、保育士資格の取得を目指している幼稚園教諭が保育に従事することを特例として認めている。また、幼保連携型については、保育士資格の取得を目指しており、意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が承認した幼稚園教諭については、原則3年間、保育士としてみなすことができる。(児童福祉施設最低基準附則第3項から第5項まで)
5	幼稚園と保育所が1キロ以上離れているが、幼保連携型の認定こども園として認定することは差し支えないか。	幼稚園と保育所それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合において、子どもの移動に当たり徒歩やバスなどで移動する際の安全が確保されており、移動にかかる時間が教育・保育の適切な提供に影響を及ぼさない程度であれば、例えば仮に両施設が1キロ以上離れている場合であっても、幼保連携型の認定こども園として認定することは差し支えない。 (平成18年Q&AのQ40も参照されたい。)
6	異なる市町村に所在する幼稚園と保育所が連携し、幼保連携型の認定を受けることは可能か。	可能である。(幼稚園と保育所の距離については、Q5を参照されたい。)
7	認定こども園の認定について、都道府県で定めた認定基準は満たしているものの、近隣の幼稚園や保育所との適正配置を理由として認定を認めないことはできるのか。	認定こども園の認定は、就学前の子どもに対する教育及び保育や、地域における子育て支援を総合的に提供する「機能を備える施設」を認定する仕組みであり、近隣の幼稚園や保育所との「適正配置」といった観点から認定の可否を判断することは適当ではない。

8	<p>国の指針において、認定こども園において給食の外部搬入を行う場合には、公立・私立にかかわらず、すべての類型、すべての年齢について、特区の申請が不要となるのか。</p>	<p>国の指針における、認定こども園での給食の外部搬入の取扱いについては、別表をご参照いただきたい。（平成18年Q&AのQ48も参照されたい。）</p>
(直接契約・利用料)		
9	<p>認定こども園の認定を受けた保育所の入所手続きや保育料徴収業務について、認定こども園から市町村に業務を委託することは可能か。</p>	<p>施設と市町村で調整の上、市町村に業務を委託することも可能である。（平成18年Q&AのQ53も参照されたい。）</p>
10	<p>私立認定保育所における入所児童の選考にあたり、市町村が定める選考基準と異なる方法（兄弟同時在園を優先するなど）によっても差し支えないのか。</p>	<p>私立認定保育所は、入所希望者が多い場合の入所児童の選考に当たって、「公正な方法」により選考することとされている。この選考については、①母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、②あらかじめ公表した方法で選考することが必要であるが、市町村が定める選考基準と必ずしも同一である必要はなく、市町村の選考基準も参考としながら、地域の実情に応じて各施設の主体的な判断により、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮していくことが望ましい。（平成18年Q&AのQ55も参照されたい。）</p>
11	<p>私立認定保育所において、遠足や教材などの費用を保護者から別途徴収することは可能なのか。</p>	<p>保育所については、保育に直接必要な保育材料費については保育料に含まれているため、保護者から追加的に徴収することはできない。しかしながら、保育所で提供される付加的なサービスについては、実費を徴収することは可能となっているため、各施設において、それぞれの保育用品や保育サービスの性質に応じて、追加徴収の有無等について適切に対応していただきたい。（なお、遠足や教材については、一般的に付加的なサービスであると考えられ、その場合は追加徴収が可能となる。）</p>

(財政措置)		
12	保育所の長が認定こども園の長を兼任する場合には、保育所運営費は所長未設置単価が適用されるのか。	保育所長設置の認定がされている場合には、認定こども園の長と兼任する場合でも所長設置単価が適用される。
13	施設が共用化された幼保連携型認定こども園の施設整備にかかる経費については、どのように按分すればよいか。	施設が共用化された幼保連携型認定こども園における、幼稚園・保育所の共用部分については、各々の面積にて経費を按分することとなる。具体的には、次のとおり。 ①共用部分の面積の算出については、幼稚園及び保育所の各々の専有面積にて算出すること。(平成10年3月10日付文科幼第476号・児発第130号「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」) ②共用化された保育室(合同保育を行う部屋)の面積の算出については、当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して算出すること。(平成17年5月13日付17文科初第262号、雇児発第0513003号「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」)
14	施設整備に係る国庫補助を受ける場合、幼保連携型認定こども園の工事着工については、どの時期に可能となるか。	文部科学省及び厚生労働省の双方より施設整備に係る国庫補助を受ける場合、双方より内示(内定)が行われた日以降に工事契約を行い、その後、工事着工が可能となる。
15	幼稚園や認可外保育施設も子育て支援拠点事業の補助対象とすべきではないのか。	現行において、地域子育て支援拠点事業の実施主体は市町村であるが、事業の全部又は一部を委託できることとしており、委託先については特段の制限を設けていないため、幼稚園や認可外保育施設も補助対象となり得る。

(その他)

16

教員免許更新制においては、幼稚園教諭免許を有する保育士はどのように対応したらよいのか。

1. 平成23年3月31日以前に授与された免許状(旧免許状)を有する者について

まず、幼稚園教諭免許状を有する保育士については、免許状更新講習の受講義務は課せられていないため、免許状更新講習を受講しなくても、免許状が失効することはない。

ただし、生年月日を基準として文部科学省令に定められる修了確認期限までに、免許状更新講習を受講しなかった場合には、30時間の免許状更新講習を修了しなければ、幼稚園教諭として勤務することができなくなる。このため、今後幼稚園教諭として勤務する可能性が高い次の者については、免許状更新講習の受講資格が認められており、修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、いつでも幼稚園教諭になれる状態にしておくことが可能となっている。

- ・ 認定こども園に勤務する保育士
- ・ 幼稚園と保育所の両方を設置している設置者が設置する保育所に勤務する保育士

なお、上記以外の者についても、次に該当する者については、免許状更新講習の受講資格が認められている。

- ・ 幼稚園教諭としての内定を受けた者
- ・ 幼稚園教諭としての勤務経験がある者
- ・ 幼稚園教諭として勤務する可能性があるとして、任命権者又は雇用者の証明を受けた者

2. 平成23年4月1日以降に授与された免許状(新免許状)を有する者について

免許状に定められる有効期間までに免許状更新講習を修了しなければ、免許状が失効することとなる。

今後幼稚園教諭として勤務する可能性が高い次の者については、免許状更新講習の受講資格が認められており、有効期間までに免許状更新講習を受講し、免許状を有効に保つことが可能となっている。

- ・ 認定こども園に勤務する保育士
- ・ 幼稚園と保育所の両方を設置している設置者が設置する保育所に勤務する保育士

なお、上記以外の者についても、次に該当する者については、免許状更新講習の受講資格が認められている。

- ・ 幼稚園教諭としての内定を受けた者
- ・ 幼稚園教諭としての勤務経験がある者
- ・ 幼稚園教諭として勤務する可能性があるとして、任命権者又は雇用者の証明を受けた者

(別表)

保育所・認定こども園における給食の外部搬入の実施の可否に係る整理表

	認定こども園							認定こども園以外	
	幼保連携型			保育所型		幼稚園型、地方裁量型		特区認定あり	特区認定なし
	3歳以上児のみ実施	3歳未満児も実施		特区認定あり	特区認定なし	3歳以上児のみ実施	3歳未満児も実施		
		特区認定あり	特区認定なし						
公立	○	○	×	○	×	○	×	○	×
私立	○	×		×		○	×	×	

○は外部搬入可、×は外部搬入不可

※幼稚園型、地方裁量型については、国の指針に基づく。

2. 最近の保育所における事故等について

昨年7月に、北九州市の認可外保育施設において、園児が、送迎用の車に置き去りにされた結果、熱射病で亡くなったという、非常に痛ましい事故があった。

また、先月28日には学童保育中の児童が川遊びをしていたところ、局地的な豪雨による突然の増水に流されて亡くなるという非常に痛ましい事故があった。

このような熱射病、水難事故のほか、夏は食中毒が多発する季節でもあり、重大な事故が起こらないよう、徹底した指導監督や、通知による注意喚起など各自治体において適切な対応をお願いする。

また、今月7日に宇都宮市の民間保育所で園児への不適切な処遇が見つかり、児童福祉法に基づく改善勧告がなされたところ。引き続き、保育所等内で不適切な保育が行われることのないよう、各自治体においても、早めの対応をお願いする。

3. 給食の外部搬入について

給食の外部搬入については、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際そのように運営してきたところ。近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、本年4月に児童福祉施設最低基準の改正を行ったところ（資料4参照）。

これらを踏まえ、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所について、実態調査を行ったところ（資料5参照）。

調査結果については、集計中であるが、再度、省令改正につき周知することを予定しているところ。特区の認定等なく、外部搬入を行っている施設があった場合には、引き続き適切な指導を行うようお願いする。

児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案の概要

1. 改正内容

- 現行の児童福祉施設最低基準では、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際にそのように運用してきたところ。

近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、児童福祉施設最低基準を改正するもの。

- また現在、児童福祉施設のうち公立保育所の給食に関しては、一定の要件を満たし構造改革特別区域の認定を受けた場合には、外部搬入方式の導入が認められている。

こうした公立保育所における給食の外部搬入方式を可能とする構造改革特別区域における特例事業については、従来、通知を根拠として実施してきたところであるが、今回、保育所における給食の提供は自園調理でなければならないことを児童福祉施設最低基準において明確化することに併せ、省令を根拠としたものとするため、厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令を改正するもの。

2. 公布日

平成20年4月1日

3. 施行日

公布日

○児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

◎児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（食事）</p> <p>第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（食事）</p> <p>第十一条 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</p> <p>2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p>

事務連絡
平成20年7月11日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所における給食の外部搬入に係る実態調査について

保育行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本年4月、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正により、給食の自園調理が明確化されたことなどを踏まえ、外部搬入を実施している保育所について、現状を把握したいと考えております。

つきましては、別添1のとおり調査をさせていただきたいと思っております。各都道府県等におかれましては、適宜市町村へ照会の上、調査票（別添2）への記入をお願いいたします。

ご多忙中、誠に恐縮ですが、平成20年7月18日（金）までに下記アドレスあてメールにてご提出願います。

○ 添付書類

別添1 保育所における給食の外部搬入に係る調査について

別添2 保育所における給食の外部搬入実態調査票（平成20年7月1日現在）

【本件問い合わせ先】

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

乃村・栗林

電話：03-5253-1111（内線7918）

FAX：03-3595-2674

e-mail：kuribayashi-yayoi@mhlw.go.jp

保育所における給食の外部搬入に係る実態調査について

1 調査趣旨

本年 4 月、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の改正により、給食の自園調理が明確化されたことなどを踏まえ、各保育所における外部搬入の有無等を把握するためのものです。

2 調査対象

全ての都道府県・指定都市・中核市

3 調査内容

- (1) 外部搬入を行っている保育所が所在する都道府県名及び市区町村名
- (2) 当該保育所の名称
- (3) 公私の区分
- (4) 外部搬入を開始した時期
- (5) 現在の対応状況について

4 回答方法

貴管内の保育所において外部搬入を行っている場合（※1、2）には、別添の調査票により、平成 20 年 7 月 1 日現在の状況について回答してください。

※1) 認定こども園幼保連携型において 3 歳未満児の給食を外部搬入している場合、及び認定こども園保育所型において外部搬入している場合は記入対象です。（別紙参照）

※2) 特区認定の対象となっている保育所（平成 20 年 7 月 1 日現在特区申請中の場合を含む）は記入対象外です。（別紙参照）

※3) 指導監督等での対応状況により、次のように回答してください。

- ① 都道府県又は市区町村が当該施設に対して指導を行っている。

→ 「指導中」欄に「○」を記入。

- ② 今後特区申請を検討している。
→ 「特区申請を検討中」欄に「○」を、「備考」欄に特区申請予定年月を記入。

- ③ 市区町村又は施設において認定こども園認定申請を検討している。
→ 「認定こども園認定申請を検討中」欄に「○」を、「備考」欄に認定申請予定年月を記入。

- ④ 上記①～③のいずれにも該当しない場合
→ 「その他」欄に「○」を、「備考」欄に実施状況を記入。

※4) 「外部搬入」かどうか判断し難い場合には、調査票の「外部搬入かどうか判断し難い」欄に「○」を記入し、「備考」欄にその具体的状況を記入のうえ、他の項目についても回答してください。

保育所における給食の外部搬入の実施に係る整理表

	認定こども園					認定こども園以外	
	幼保連携型			保育所型		特区認定あり	特区認定なし
	3歳以上のみ実施	3歳未満児も実施		特区認定あり	特区認定なし		
		特区認定あり	特区認定なし				
公立	○	○	×	○	×	○	×
私立	○	×		×		×	

※「×」に該当する保育所について、調査票に記入してください。

公立保育所の給食外部搬入（920）

<これまで>

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

<関係法令等>

保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）

<取り巻く環境の変化>

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び学校給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

← 構造改革特区を活用することにより

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする

<主な要件>

- 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること
- 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること
- 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するよう努めること

認定計画数：44件（平成20年4月1日現在）

◎実際の取組事例

～綾町すこやか食育給食特区～

実施主体：宮崎県綾町

女性の就業機会の増加、核家族化の進展などを背景に保育ニーズは高まり、きめ細やかな保育、子育て支援が求められる一方、厳しい財政事情の中、人員や経費の削減も必要となっている。

このため、給食調理業務の効率化、安定化、経費削減を図ることで、更なる子育て支援サービス等の充実を目指す。

さらに、「地産地消の食育」を柱とした総合的な食育や農業振興など地域活性化の面においても大きな効果を期待している。



4. 保育所保育指針及び保育の質の向上のためのアクションプログラムについて

(1) 保育所保育指針の告示化

平成20年3月28日、改定保育所保育指針（以下「保育指針」）が公布された。

昭和40年に制定された保育指針は、今回の改定により、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとしている。

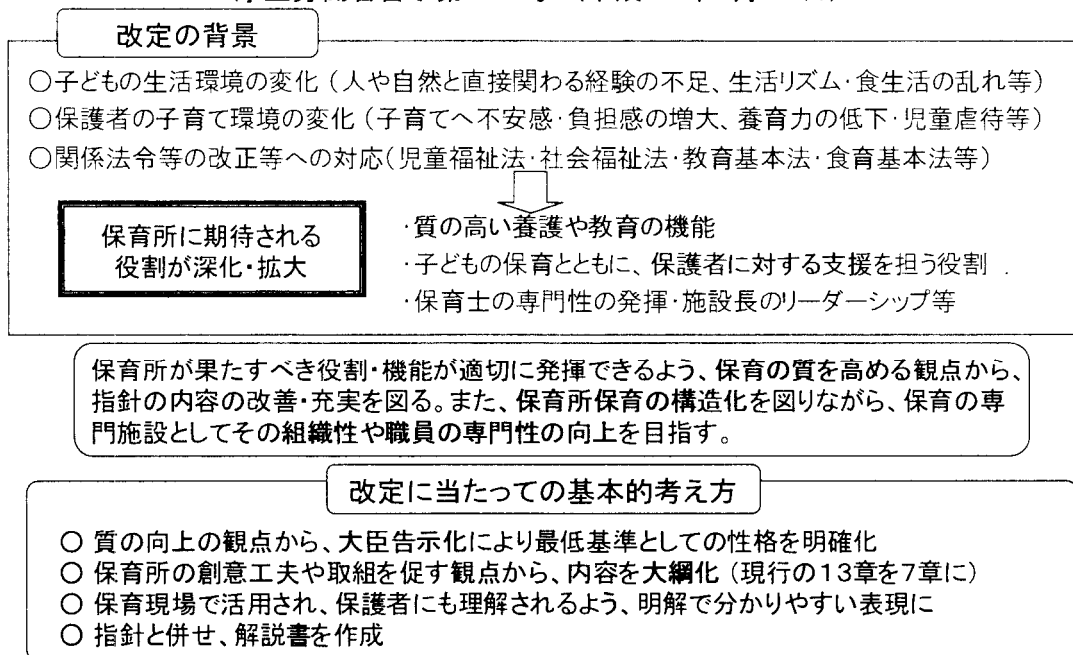
また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされ、保育指針の内容にも反映されている。

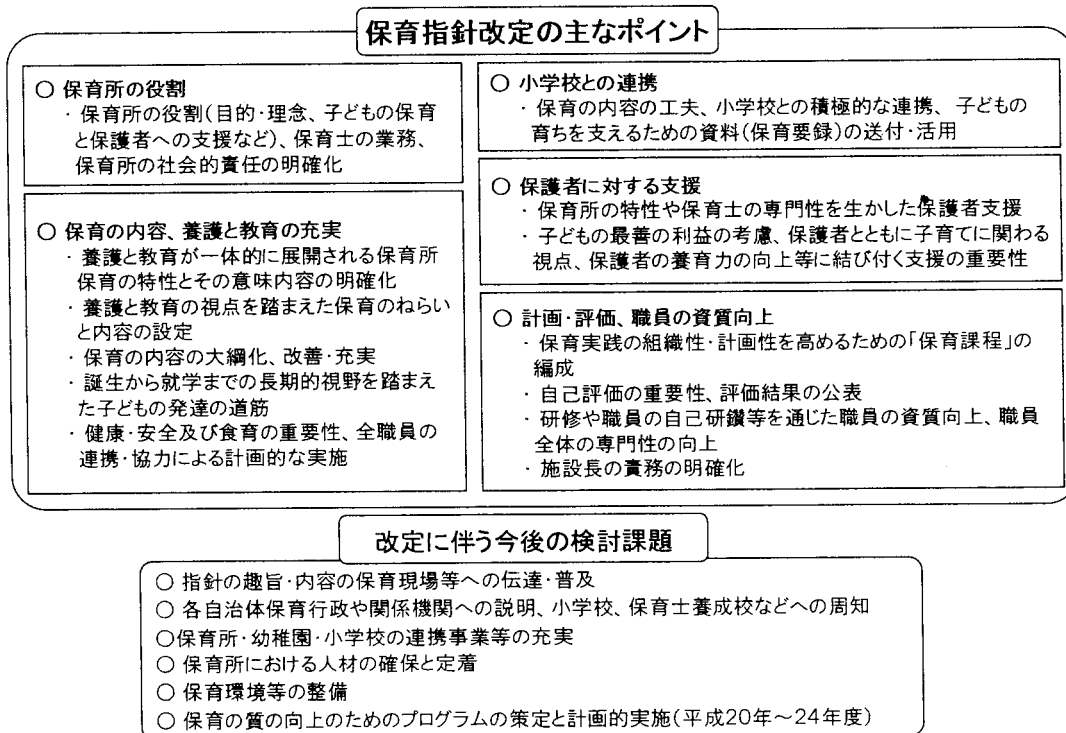
保育指針は、1年間の周知期間を経て、平成21年4月に公布される。各保育所においては、これまでの保育の蓄積や地域の特性を生かしつつ、保育所の今日的役割を明確にしなが、保育指針に基づく保育を豊かに展開していくことが求められる。また、保育現場と行政との連携・協力を改めてお願いするところである。

資料6

保育所保育指針について

厚生労働省告示第141号（平成20年3月28日）





(2) 保育所保育の構造化と保育の質の向上

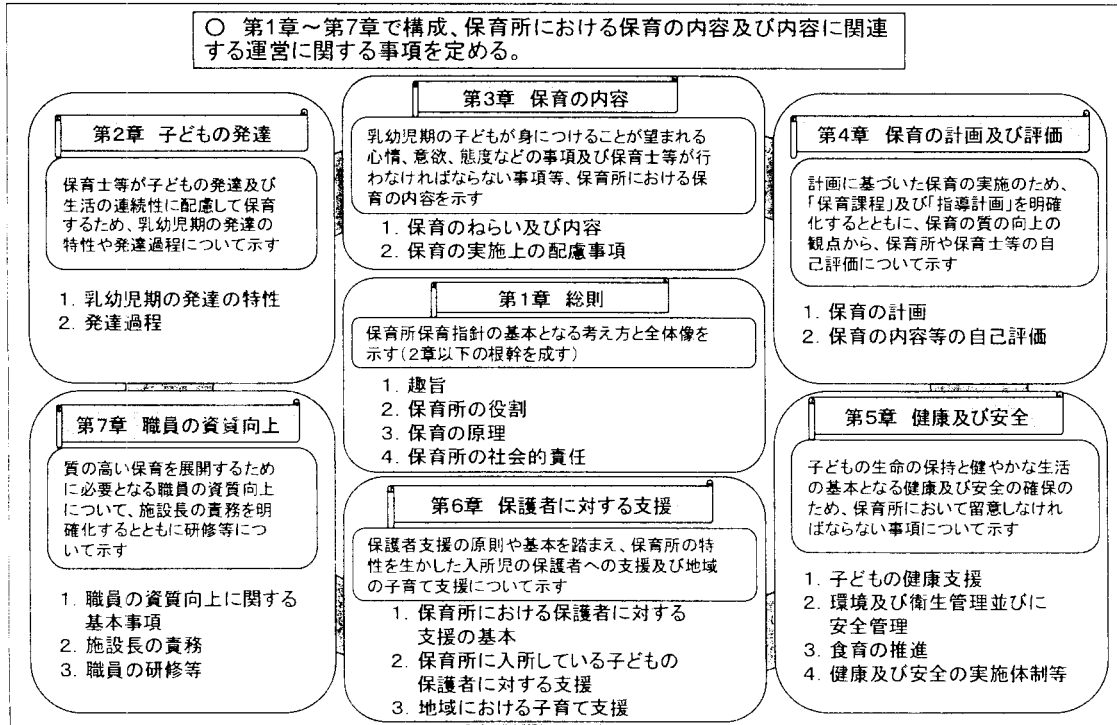
保育指針は、基準として規定する事項を基本的なものに限定し、内容の大綱化を図るとともに、各保育所の創意工夫を促している。また、第1章から第7章までの各章が関連し合い、全体として一貫性をもって保育の質の向上に資する内容となっている。

特に保育所の特性を踏まえ、全職員が保育所の保育について共通認識を持ち、計画に基づく実践を振り返り、保育を自己評価することの重要性について示している。このことは、児童福祉施設最低基準に基づく保育指針－保育課程の編成－指導計画の作成－保育の記録・自己評価－計画の見直し・保育の改善、または、保育の記録に基づく保育所児童保育要録の作成といった保育の一連の流れをとらえ、見通しをもって保育に取り組むことでもある。

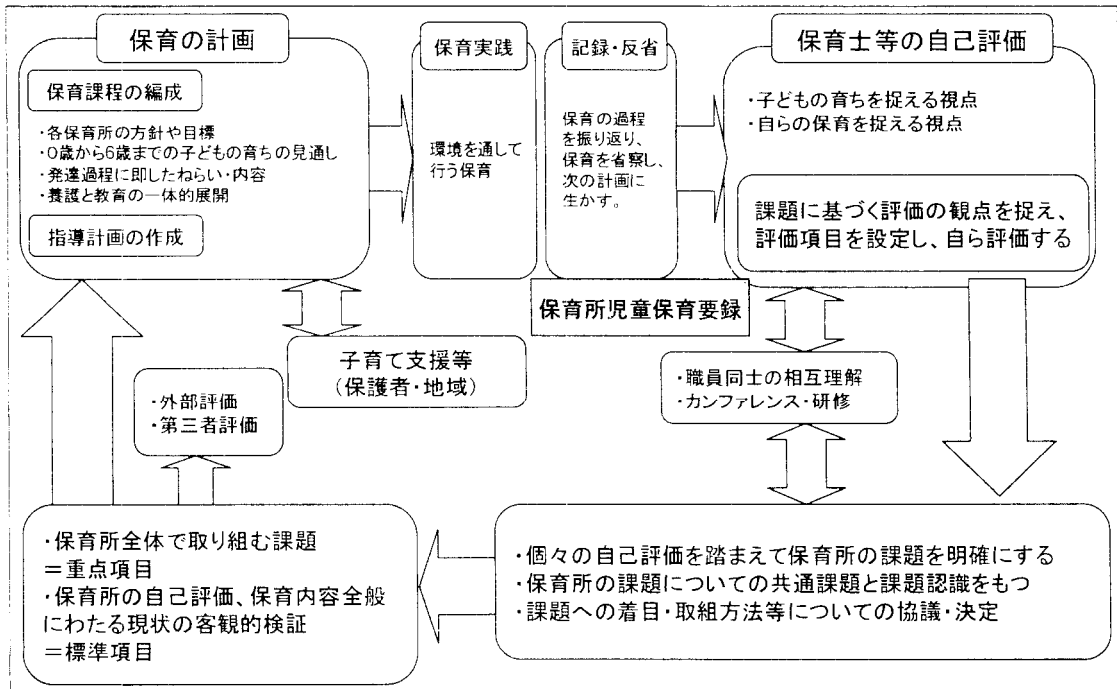
保育指針では、保育所が保育の専門機関として常に保育の質の向上を図っていくことを求めるとともに、そのことがより保護者や地域社会に伝わるように、保育指針の構造化及び保育所保育の構造化を図ることを目指している。

こうしたことを踏まえ、各地域において、保育所における質の確保とその向上について特段の配慮をお願いしたい。

改定保育所保育指針の構成



保育の質の向上に係る保育所の取組



(3) 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

厚生労働省では、保育指針の告示に伴い、保育指針に基づく現場での保育の実践を支援するため、保育現場での保育の質の向上のための取組を支援するための行動計画(国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画)として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム(以下アクションプログラムという。)」を策定したところ。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間となっているが、国の策定する内容やその成果物(ガイドラインなど)を踏まえ、各自治体においても、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することを願いたい。

その際、地域の保育関係者と行政が協力・連携を図り、各地域の実状や課題などを踏まえて見通しをもって取り組むことが重要である。また、保育指針に沿った各保育所の取組が、保護者や地域社会との関わりや連携をもって行われることが期待される。

資料10

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国(厚生労働省)が取り組む施策及び地方公共団体(都道府県及び市町村)が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定(平成20年3月告示)に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
(次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可)

実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、囁託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

(4) 地方公共団体が行うことが望ましいとされている事項について

各地域の実状を踏まえ、アクションプログラムに示されている事項のうち、市町村又は都道府県が行うことが望ましいとされていること(資料11)を中心に、行動計画を策

定していただきたい。その際、次世代育成支援対策推進法に基づく各地方自治体の後期「行動計画」と一体的に策定することも可能である。

各地域において、保育の「質」に関して、有識者や保育関係者の意見を聴くなどしながら、保育指針に基づく保育所の取組を積極的に支援し、保育や子育てに関わる様々な施策を充実させていくことが望まれる。

資料 1 1

アクションプログラムの策定と実施

国が取り組んでいる事項

- 保育所の自己評価ガイドラインの作成
- 保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
- 保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
- 保育所の研修体系の作成
- 保育士資格・養成の見直し・検討(カリキュラム内容・養成のあり方等)
- 施設長の役割・資格等の見直し・検討 等

地方公共団体での策定の推奨

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
(保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む)
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

(5) 保育所児童保育要録の様式の作成

「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」(平成20年3月28日雇児保発第0328001号)により、保育所から子どもの就学先の小学校へ送付する資料「保育所児童保育要録」の様式を各市町村で作成することとしている。

その際、課長通知の別添にある参考例、及び地域の実状を踏まえ、保育現場はじめ保育関係者と十分協議していただくことが望ましい。また、子どもの人権に配慮するとともに、保育所から小学校へ子どもの育ちを受け渡していくことの重要性を踏まえ、地域全体で子どもの育ちを支えていくことに資する取組となることが期待される。

なお、この保育所児童保育要録については、平成22年度に小学校に入学する保育所児童について作成されるよう、準備をお願いする。

(6) 保育指針に基づく指導監査について

保育指針が児童福祉施設最低基準第35条に基づく告示となることに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。

その際、他の事項に関する指導監査とは異なり、保育内容等の監査については、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程についても尊重する必要がある。保育の内容や保育の質については、保育所の説明責任とともに、行政側からの保育内容へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに留意されたい。

(7) 保育所への周知と資料などの活用について

今後、アクションプログラムに基づく国の取組とその成果物(保育所の自己評価ガイドライン等)を順次、各自治体に送付する予定である。また、先に実施された保育指針全国研修会の3日間の講義を収録したDVDを各市町村宛てに近く送付する。さらに、保育指針に基づく保育実践の様子を収録したDVDも作成しているところである。

この他にも、実践事例集や資料などを各自治体宛に送付する予定となっているので、各保育所に周知するとともに、その理解・活用を推進していただくようお願いする。